公表用資料

福島県内高等学校で発生したいじめ重大事案の調査報告書

令和４年３月２５日

福島県いじめ問題対策委員会

【目次】

はじめに　・・・・・・・・・・4

第１章　本件調査の概要　・・・・・・・・・・5

第１　重大事態の概要

第２　調査の目的

第３　調査の方法

第４　調査の経過

第２章　Ａさんの学校生活、対人関係　・・・・・・・・・・１０

第１　関係者

第２　高校入学後、令和２年１２月１日ころまでのＡさんの状況

第３章　いじめの認定　・・・・・・・・・・１５

第１　いじめの定義

第２　いじめ認定に係る事実関係

第３　いじめの認定

第４章　学校におけるいじめの認知とその対応　・・・・・・・・・・３１

第１　Ａさんを取り巻く状況の把握

第２　当該校が認知したいじめの内容

第３　いじめ認知後の対応

第５章　学校の対応の評価　・・・・・・・・・・４３

第１　いじめの認知について

第２　いじめの認知後の対応について

第６章　いじめと重大事態との関連性　・・・・・・・・・・４８

第１　重大事態の定義

第２　重大事態の認定

第３　いじめと１号重大事態との関連性

第４　いじめと不登校重大事態との関連性

第７章　再発防止への提言　・・・・・・・・・・５３

第１　推進法等について理解すること

第２　生徒対応の在り方を見直すこと

第３　組織的対応のための仕組みを作ること

第４　生徒に対しＳＮＳとの付き合い方についての教育を行うこと

第５　専門職の活用

第６　いじめ解決の判断を慎重に行うこと

【添付資料】

１　「いじめ防止対策推進法第２８条に規定する調査について（報告）」と題する文書

２　福島県いじめ防止基本方針

３　学校いじめ防止基本方針

はじめに

福島県いじめ問題対策委員会（以下「当委員会」という。）は、福島県内の公立高等学校（以下「当該校」という。）で発生したいじめによる重大事態事案について、福島県教育委員会（以下「県教委」という。）より令和３年６月２２日に諮問（添付資料１）を受け、同日より調査を開始した。

同日、当委員会は、当該重大事態事案の概要を踏まえて、精神科医の委員及び臨床心理士の委員の増員が必要であると判断した。そこで、県教委に対して、精神科医の委員及び臨床心理士の委員をそれぞれ１名追加選任することを要望した。その後、令和３年７月３０日、上記要望に基づき、委員２名が追加選任された。

本報告書では、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）２８条１項に基づき、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うとともに、いじめ防止対策に関する当該校の対応の検証を行い、いじめ重大事態の再発防止に向けた提言をまとめた。

本報告は、関係者の民事上及び刑事上の責任追及を目的とするものではなく、いじめ防止対策に関する学校設置者や教職員のよりよい改善と、生徒理解やいじめ認知後の対応の在り方にかかる指針となることを前提として作成されている。

第１章　本件調査の概要

第１　重大事態の概要

１　いじめと重大事態

当該校の１年生（令和２年度当時）の女子生徒であるＡさんが、①[redacted]されたこと及び②同日後にＳＮＳにおいてなされた投稿及び学校内で周囲の生徒からの言動に苦痛を感じたとされるものである。

この点に関して、当該校のいじめ防止対策委員会（令和３年１月２０日開催）は、Ａさんがいじめを受けたと認定した

その後、県教委は、令和３年６月１０日をもって、いじめによるＡさんの不登校が３０日に達したとして、いじめによる重大事態（推進法第２８条１項２号）を認定した。

また、Ａさんは、本報告書作成日現在も、うつ病、パニック症の診断を受け、精神科に入退院を繰り返し、治療継続中である。

２　本件調査及び報告

本報告書において、いじめの具体的事実、重大事態の結果やいじめとの関連性及び当該校の対応を調査・検証した結果をまとめるとともに、いじめによる重大事態の再発を防止するための提言を行う。

第２　調査の目的

１　当委員会の目的

当委員会は、推進法１４条３項に基づき、福島県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うため、県教委の附属機関として設置された。

構成員には教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者

を任命するとされ、この委員会の主な機能は以下のとおりである。

○ いじめの防止等のための対策について調査審議する。

○ 推進法第２４条に規定する調査を行う。

○ 推進法第２８条第１項に規定する調査を行う。

本件調査は、対策委員会の機能である推進法２８条１項に規定するいじめによる重大事態事案の調査としてなされるものである。

本件調査の目的は、推進法に基づき、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成２８年３月）等を参照し、いじめによる重大事態事案を調査・検証し、再発防止への提言を発出することである。

２　当委員会委員の構成（表１）

委員構成は、その選出過程において公平性や中立性が確保され、客観的な調査や検証が行えるように、職能団体や大学等から推薦を受けた者で構成されている。

（表１）委員の構成（５０音順）

氏　　名	所　　属	分　　野
内海晴美	福島市医師会	医師
熊坂しのぶ	福島県臨床心理士会	臨床心理士
杉山雅彦	福島学院大学	学識経験者
須藤康宏	福島県臨床心理士会	臨床心理士
藤井和久	福島県弁護士会	弁護士
真山萌	福島県弁護士会	弁護士
和田由紀子	福島県社会福祉士会	社会福祉士

第３　調査の方法

１　資料収集・聴き取り・照会等による調査の対象と方法

当委員会は、県教委や当該校より提供された諸資料を検討した上で、調査方針や方法を決定した。また、当該校の教職員、医療機関、関係生徒、Ａさん及び両親等への聴き取り調査を行うとともに、医療機関への文書による照会、Ａさんの両親への資料提供依頼を実施し、諸資料を確保した。

２　関係生徒の調査について

県教委や当該校より提供された資料及びＡさん及び両親への聴き取りの結果、本件に直接関係する生徒の範囲は限定されていた。そのため、Ａさんの同級生生徒全体への聴き取りやアンケート調査は不要と考えた。また、聴き取りの対象となる関係生徒の範囲については、Ａさん及び両親の意向も踏まえて決定した。

第４　調査の経過

当委員会の活動は（表２）に示すとおりである。

Ａさん及び両親からそれぞれ２度の聴き取りの機会を設け、報告書の作成状況に応じた経過報告及び意見交換を経て、本報告書の提出に至った。

（表２）　対策委員会の活動一覧

日　時	内　　容
令和３年６月２２日	第１回[1]対策委員会　重大事案発生について
令和３年６月３０日	第２回対策委員会　第三者調査委員会の設置について
令和３年７月３０日	第３回対策委員会[2]　調査委員会の調査について

[1]令和３年度中、本件調査開始以前に開催された委員会を含めず、本件の調査開始後に開催された委員会の回数である。

[2] 追加委員２名は同日以降の参加となった。

令和３年８月１１日	第４回対策委員会　調査内容の検討
令和３年８月１６日	第１回[3]聴き取り調査　Ａさん及びその両親
令和３年９月３日	第５回対策委員会　聴き取り調査の検討
令和３年９月７日	第２回聴き取り調査　教職員
令和３年９月１３日	第３回聴き取り調査　教職員　学校関係者
令和３年９月２７日	第６回対策委員会　聴き取り調査の検討
令和３年１０月８日	第４回聴き取り調査　学校関係者
令和３年１０月１２日	第５回聴き取り調査　教職員
令和３年１０月１５日	第６回聴き取り調査　教職員
令和３年１０月１８日	第７回対策委員会　聴き取り調査の検討
令和３年１０月２９日	第７回聴き取り調査　関係生徒
令和３年１１月５日	第８回対策委員会　聴き取り調査の検討
令和３年１１月６日	第８回聴き取り調査　関係生徒　教職員
令和３年１１月１９日	第９回対策委員会　聴き取り調査の検討
令和３年１１月２０日	第９回聴き取り調査　Ａさん及びその主治医
令和３年１１月２２日	第１０回対策委員会　聴き取り調査の検討
令和３年１１月２３日	第１０回聴き取り調査　Ａさんの両親
令和３年１２月３日	第１１回聴き取り調査　関係生徒
令和３年１２月１３日	第１１回対策委員会　今後の聴き取り調査の検討
令和３年１２月２０日	第１２回対策委員会　報告書作成について

[3] 中止となった聴き取り調査は、調査回数に含めていない。

令和４年１月２０日	第１３回対策委員会　報告書作成について
令和４年１月２７日	Ａさん及び両親に対する経過報告 同日時点での報告書骨子の説明文書を送付した。
令和４年２月８日	第１４回対策委員会　報告書作成について
令和４年２月２１日	第１５回対策委員会　報告書作成について
令和４年３月７日	第１６回対策委員会　報告書作成について
令和４年３月１１日	Ａさんの両親に対する経過報告 同日時点での報告書概要を説明し、意見交換をした。
令和４年３月１４日	第１７回対策委員会　報告書作成について
令和４年３月２２日	第１８回対策委員会　報告書作成について

第２章　Ａさんの学校生活、対人関係

第１　関係者

１　当事者

前述のとおり、当該校のいじめ防止対策委員会（令和３年１月２０日開催）が、いじめを受けたと認定した１年生（以下、特に断り書きの無い場合は、令和２年度当時の学年とする）の女子生徒をＡさんとする。

同委員会（同日開催）が、いじめを行ったと認定した１年生の女子生徒３名をＢさん、Ｃさん、Ｄさんとする。

２　その他の関係生徒

令和２年度当時、Ａさんと同じクラスに所属しており、Ａさん、Ｂさん、Ｃさん及びＤさんとともに、８人グループとして行動をともにすることが多かった１年生の女子生徒４名をＥさん、Ｆさん、Ｇさん、Ｈさんとする。

[redacted]

３　教職員

役職	令和２年度	令和３年度
校長	Ｊ校長	Ｋ校長
教頭	Ｌ教頭	Ｌ教頭
Ａさんの担任	Ｍ教諭	Ｎ教諭
Ａさんの学年の学年主任	Ｎ教諭	Ｎ教諭
生徒指導主事	Ｏ教諭	略
養護教諭	１名	令和２年度と同じ
スクールカウンセラー （以下「ＳＣ」とする）	１名	令和２年度と同じ

第２　高校入学後、令和２年１２月１日ころまでのＡさんの状況

１　１年次のＡさんのクラス

Ａさんは令和２年４月に当該校に入学した。

Ａさんが所属するクラスは、全４０名で、そのうち男子生徒は１２名、女子生徒は２８名であった。

そして、同クラスには、前述のとおり、Ｂさん、Ｃさん、Ｄさん、Ｅさん、Ｆさん、Ｇさん、Ｈさん、[redacted]がいた。

２　入学直後の状況

（１）部活動

Ａさんは令和２年４月中に弓道部に入部した。

（２）友人関係

令和２年４月下旬以降、当該校は、新型コロナウイルス感染症対策のために分散登校を実施した。

そのため、当事者及び関係生徒は、奇数日にＢさん、Ｄさん、Ｅさん、Ｆさん、Ｇさん及びＨさんが登校し、偶数日はＡさん、Ｃさんが登校した。その後、一斉登校になったときに、Ａ～Ｈさんは８人でグループとして行動するようになった。

そして、この８人グループの存在は、Ａさんの１年生の時の担任であるＭ教諭の他、主にＡさんのクラスの授業を担当する当該校内の教職員には認識されていた。

本調査において、当該校の教職員は、このグループについて、昼食や体育等の授業において一緒に行動する集団であると捉えており、携帯電話等を用いてＳＮＳ上でやりとりする関係でもあると推測していた。

３　体調

（１）高校入学時の記録

同記録には、Ａさんは腹痛により失神しやすいこと及び治療中の病気とし

て「過敏性腸症候群、椎間板症」と記載されている。

（２）腰痛

上記（１）にも「椎間板症」との記載があったところ、Ａさんの父によると、Ａさんは中学校時代に所属していた卓球部の活動で腰を痛め、それ以来腰痛を患っていた。

そして、Ａさんは、令和２年１０月には、腰部ヘルニアの療養のため、１１日間の欠席を余儀なくされた。そして、その後も、腰痛により断続的に欠席することがあった。また、上記療養のころ以降、長時間着席していることが難しいため、当該校の許可を得て、１コマ５０分の授業のうち、３５分程度を受講して退席し、残りの時間は保健室で休む状況であった。

４　登校の状況

Ａさんの当該校入学後から令和３年６月１０日までの学校の欠席・早退、部活動の欠席・早退（遅刻）の理由は別紙１の時系列表のとおりである。

５　Ａさんの友人関係の悩み

（１）令和２年７月ころ

令和２年７月にＡさんがM教諭と二者面談を行った際、Ａさんからは「友人関係で悩んでいる」という話があった。この点、M教諭は、本調査において、「同時期から、Ｂさんとの関係が辛かったのではないかと推測できる。」と述べた。なお、その際、M教諭からは、ＳＣに話をしてみることを提案したとのことである。

（２）令和２年１０月ころまで

Ａさんは、同年１０月ころからＢさんとの間でお互いに不満が出て、「喧嘩」することがあったこと、それでも仲直りをしたり、やり直したりしたことがあったことを述べている。

また、[redacted]Ａさんは腰痛により学校を休みはじめた時期（令和２年１０月ころと思われる）までに、一緒に弓道部に入部したＢさんと何

度か「喧嘩」し、気まずい状態になったとのことである。

なお、上記の「喧嘩」という言葉は、当委員会からの聴き取りにおいて、Ａさん[redacted]がそれぞれ用いたものである。

6　スクールカウンセリングの利用状況

（1）概要

令和２年１０月１６日、ＡさんはＳＣのカウンセリングを初めて受けた。

このカウンセリングは養護教諭を介して予約された。

相談内容はクラスの人間関係のことであり、主にＢさんとの関係について打ち明けている。Ａさんは、カウンセリングの時には、Ｂさんの個人名を出さなかったことから、当時、ＳＣは相談内容がＢさんにかかるものであるとは判断できなかった。

（2）相談内容

Ａさんが他の友人と一緒にいると、Ｂさんから「やめたほうがいいよ」、「そっちと仲良くするんだね」という趣旨のツイートをされること、Ａさんが自身の交際相手を優先すると小言を言われること、Ａさんが学校でＢさんを多少避けるようにすると、Ｂさんから直接「私のこと嫌い？」と聞かれること等について悩みに感じているというものであった。

普段、通学や部活動、帰宅時もＢさんと一緒にいることが多く、機嫌を取ることが大変であるとの気持ちが述べられた。

また、Ａさんは同じ中学校出身の友人と一緒にバス通学をしていたが、令和２年７月ころからＢさんが通学に加わった。一方、Ａさんは同じ中学校出身の友人とだけ一緒に通学することを望んでいた。

加えて、このような対人関係の悩みから、朝から過敏性腸症候群の症状が出てしまうとの状況も述べられた。

（3）ＳＣの助言内容

ＳＣのカウンセリング実施報告書によると、ＳＣからＡさんに対して、持

病である過敏性腸症候群を始めとする心身症の基本的なメカニズムを説明した上で、Ｂさんとの関係を改善することを提案した。具体的には、交際相手との時間を週に何日や何時間と設定し、友人関係と交際関係のバランスをとることや、Ｂさんのことを考えてしまったら、他の友人との楽しいこと等を思い浮かべることで症状が和らぐことなどを提案した。

加えて、ＳＣからの聴き取りによると、高校生でグループが変わることはよくあり、Ｂさんと一生付き合うわけではないこと、違うグループに入るというポジティブな理由で離れることもありだし、そりが合わないことで離れるのも普通であるという助言もしたとのことである。

また、同報告書には、持病について悪化するようであれば主治医と連携すること、Ｂさんとの関係をできるだけ穏便に解決する方向で対応すべきことが記載されている。なお、同報告書には、Ｂさんとの関係についての悩みのみが記載され、他の生徒との関係については記載がない。

第３章　いじめの認定

第１　いじめの定義

推進法によれば、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（推進法２条１項）とされている。このいじめの定義に従い、いじめの事実があったかどうか、以下に検討する。

第２　いじめ認定に係る事実関係

詳細な時系列は別紙１のとおりであるが、以下には当委員会が重要と考える事実を取り上げる。

１　令和２年１０月ころの状況

（１）Ｂさんとの関係

ＡさんとＢさんは、Ａさん[redacted]の言葉を借りると、時に「喧嘩」をするような関係であった。また、Ａさんは、令和２年１０月１６日、ＳＣのカウンセリングを初めて受け、Ｂさんとの関係について悩みを打ち明けていたことは前章第３の６で記載したとおりである。

（２）８人グループの中の関係

Ａ～Ｈさんの８人グループの中で、Ｂ、Ｄ及びＥさんの３人が、普段から８人グループで使用していたＬＩＮＥグループ[4]とは別に、「相談室」というグループ名のＬＩＮＥグループを作った。そして、３人は「相談室」の存

---

[4] ＳＮＳであるＬＩＮＥの機能の１つで、複数のメンバー同士でメッセージのやり取りをするための機能である。グループでのメッセージのやり取りは、同グループ内のメンバーのみが閲覧できる。

在を隠していなかった。そのため、Ａさん、Ｃさん、Ｆ～Ｈさんは、３人の「相談室」内でのやり取りの内容は不明ながらも、３人だけで交流が行われていることは知っていた。このことにつき、Ａさんは、Ｃさんなどと「雰囲気悪いよね、やめてほしいよね」などと話していた。

２　令和２年１２月２日[redacted]

[redacted]

３　令和２年１２月２日[redacted]

（１）[redacted]

[redacted]

（２）[redacted]

[redacted]

４　[redacted]

（１）[redacted]

[redacted]

[redacted]

（２）[redacted]

（３）[redacted]

（４）[redacted]

[redacted]

Ａさんは、[redacted]

[redacted]にショックを受け、[redacted]声を上げて泣いた。

（５）Ｍ教諭の行動

Ｍ教諭は、[redacted]Ａさんが泣いていることに気づき、Ａさんから事情を聴き取った。その際、Ａさんは、上記（４）のとおり泣いた理由を説明した。同日、Ａさんは学校を早退したが、その際、Ｍ教諭に対して、「Ｂ～Ｅさんらの行為はいじめではないか。」と述べた。

５　ＳＮＳの投稿等に関する事実（別紙３）

（１）令和２年１２月２日

ア　Ｂさんのツイート[5]

[redacted]

イ　Ｂさんのインスタグラム[6]のストーリーズ[7]の投稿

[redacted]

[5] ＳＮＳの１つであるＴｗｉｔｔｅｒ（ツイッター）に投稿すること、またはその投稿。
[6] ＳＮＳの１つであり、写真や動画の投稿・閲覧を中心としたサービス。
[7] インスタグラムへの投稿方法の１つで、投稿後、２４時間で自動的に消える投稿

[redacted]

ウ　Ｄさんのツイート

[redacted]

（２）同年１２月４日

Ｄさんがツイート

[redacted]

（３）同年１２月５日

Ｂさんのツイート

①[redacted]

②[redacted]

[redacted]

（４）同年１２月６日

Ｂさんがインスタグラムのストーリーズを投稿

[redacted]

（５）同年１２月１４日

午後０時５０分ころ、Ｂ、Ｃ及びＤさんの３人が、Ａ～Ｈさんの８人で作ったＬＩＮＥグループを抜けた。

Ｂさんはインスタグラムにさんを除くＢ～Ｈさんの７人で撮影した写真を投稿した。

Ｄさんが[redacted]とツイートした。

[redacted]

６　令和２年１２月２日以降のＢさんらの行動

（１）令和２年１２月４日

[redacted]

[redacted]

（２）同年１２月８日

[redacted]

（３）同年１２月９日

[redacted]

（４）同年１２月１２日

[redacted]

（５）同年１２月１４日ころ

[redacted]

（６）同年１２月１６日ころ

[redacted]

第３　いじめの認定

１　[redacted]について

（１）検討する事実

[redacted]

[redacted]行為。

（２）事実の検討

ア　検討対象となる行為

[redacted]

イ　上記アの行為者

[redacted]

[redacted]

ウ　その他検討事項

[redacted]

（３）いじめの該当性

ア　令和２年１２月１日までの状況

Ａさんは令和２年４月の当該校入学後、Ｂ～Ｈさんと８人グループを作り、昼食や体育等の授業において一緒に行動し、携帯電話等でやりとりする関係にあった。その人間関係の中で、M教諭によれば、Ａさんは、すでに同年７月段階でＢさんとの関係について悩んでいたことが推測されている。また、同年１０月前までに、Ａさん[redacted]の表現によると、Ｂさんと「喧嘩」をしていたことがあったと述べられており、実際、Ａさんは同年１０月１６日にＳＣにＢさんとの関係の悩みを具体的に打ち明けている。

イ　令和２年１２月２日の[redacted]の状況

[redacted]

[redacted]

ウ　上記ア及びイの状況の分析

Ａさんにとって、Ａ～Ｈさんの８人グループは、当該校入学後に初めて形成された人間関係であり、それまで学校内外の出来事において多くの時間を共にしていた仲間であるとの認識であった。そのため、その８人グループに属するＢさんとの関係性の悩みは、８人グループそのものへの帰属や同調に対する悩みに繋がっていた。

当該校入学後、[redacted]までの８人グループ内のやりとりを見ると、ＡさんはＢさんとの関係性や８人グループへの帰属について大きく悩んでいたものといえる。そして、実際に、少なくとも同日午前中には、８人グループ内では、Ａさんをめぐる人間関係は友好的とは言えない状況にあった。

エ　Ａさんの体調

Ａさんは、令和２年１０月ころから、腰部ヘルニアによる腰痛のため、授業を早退するなどしており、走ることも難しい状況であった。このようなＡさんの腰痛のことは、同じクラスであったＢ～Ｅさんも認識していた。

オ　いじめ該当性の検討

このような状況の中で、[redacted]行為は、Ａさんにとって、以前から悩みに

感じていたＢさんとの１対１の関係性の苦しさにとどまらず、１対グループの関係（[redacted]の出来事に限ってはＢ～Ｅさん）で拒絶されたものと受け止められた。

Ｂ～Ｅさんは、Ａさんを含めて帰属する８人グループの一員であったところ、前述のとおり、すでに[redacted]８人グループにおける人間関係はＡさんにとって友好的なものではなかった。そして、ここでは、高校１年生の女子生徒であったＡさんにとって、友人同士のグループが持つ意味は極めて大きかったであろうことに着目すべきである。そのため、上記行為は、Ａさんにとって、自身が帰属や同調を希望する８人グループからの拒絶に繋がる重大な行為であって、精神的に耐えがたい出来事であった。

加えて、Ａさんのクラスが総勢４０人であったことからすれば、その中の８人グループは、実に５分の１である。さらに、クラス内の女子生徒に限ってみても、２８人中の８人であって、同グループは、クラス内で大きな力を持っているグループであったことが推察される。そのため、Ａさんがこのグループで不和を生じることは、単純にそのグループから排除されるというだけでなく、クラス内でのＡさんの地位を揺るがしかねない事態であったと思われる。

Ｂ～ＥさんらにＡさんを傷つける意図はなかったとしても、上記行動がＡさんに心理的な影響を与えるものであったことを否定する事情にはならない。

また、Ａさんは当該行為によって、直後に[redacted]で泣き出し、最終的に早退した。M教諭によれば、Ａさんが泣いている様子は、高校生には珍しいと感じられるほど大きな声で激しく泣いていたものであって、その後の経過も含めて考えれば、Ａさんが心身の苦痛を感じていたことが強く推測できる。

（４）結論

以上、[redacted]行為は推進法２条１項の「いじめ」に該当する。

２　ＳＮＳの投稿、１２月２日以降のＢさんらの言動について

（１）検討する事実

以下の各事実の詳細については、上記第２の５及び別紙３を参照のこと。

ア　令和２年１２月２日のＢさんのツイート①②

イ　同日のＢさんのインスタグラムのストーリーズの投稿

ウ　同日のＤさんのツイート

エ　令和２年１２月４日のＤさんのツイート

オ　令和２年１２月５日のＢさんのツイート①②

カ　令和２年１２月６日のＢさんがインスタグラムのストーリーズを投稿

キ　令和２年１２月１４日のＢ、Ｃ及びＤさんがＬＩＮＥグループ脱退。

ク　同日Ｂさんがインスタグラムに[redacted]

ケ　同日Ｄさんのツイート

コ　令和２年１２月２日以降の以下の行為

[redacted]

[redacted]

（２）検討

ア　[redacted]を踏まえた検討をすべきこと

上記１のとおり、Ａさんは[redacted]出来事で大きな声で泣き出し、いじめによる苦痛を感じた。その後のＳＮＳの投稿や学校内でのやりとりについては、この出来事の影響も踏まえて判断する。

イ　上記（１）ア、イ、エ、オ

これらの投稿については、投稿者それぞれが、Ａさんに関する投稿と認めており、Ａさんが投稿を確認できる状態であった。

内容は、[redacted]

すなわち、Ａさんがこれらの投稿を見た場合、投稿日前後の状況、特に[redacted]出来事を踏まえれば、Ａさんに関する投稿であると推測することが容易である。そのため、当該投稿は、Ａさんに対して心理的影響を与える行為といえる。

ウ　上記（１）ウ

上記（１）ウの投稿は、上記イと同じく、Ａさんはこの投稿を確認できる状態であったが、投稿者であるＤさんは、Ａさんには関係のない投稿と述べている。しかし、上記イのとおり、Ｂさん及びＤさんは、近接した日

時に、Ａさんに関する投稿を行っていた。この状況からは、Ａさんが「この投稿も自分に関係するものではないか」と考えることは自然な受け止め方であるといえ、それ自体の投稿がＡさんに心理的影響を与える行為かどうか不明であるが、前後の投稿につながるものといえる。

エ　上記（１）カ

この投稿は、Ａさんには見えないように設定[8]されていた。また、本調査において、投稿意図の確認をすることはできなかった。

しかし、この投稿の内容は、当該校の他の生徒には見ることができる状況であり、実際に、他の生徒を通じてＡさんに伝わった。このように、他の生徒からＡさんに投稿内容が伝わることは、投稿者にとっても、十分に予測できるところである。

また、投稿内容は[redacted]に関するものであり、Ａさんが「この投稿も自分に関係するものではないか」と考えることは自然な受け止め方であるといえる。そのため、この投稿も、Ａさんに心理的影響を与える行為である。

オ　上記（１）キの行動

この行動については、本調査において、意図の確認をすることができなかったが、ＬＩＮＥグループからの離脱という行動は、「このグループではメッセージのやり取りをしない」という意思表示であると解される。

そして、上記アのとおり、Ｂ～Ｄさんは、[redacted]を機に、Ａさんとの間で緊張関係が生じていた。この状況からは、Ａさんが、Ｂ～Ｄさんの行動について「Ａさんとはメッセージのやり取りをしない」とい意思表示と感じることは自然であるといえる。そのため、この行動も、Ａさんに心理的影響を与える行為である。

---

[8] 当該投稿について、閲覧可能なメンバーを限定する機能が使用されていた。

カ　上記（１）ク

これらの投稿については、本調査において、投稿の意図を確認することができなかった。

しかし、ＳＮＳ上で、上記（１）ア～キの動きがあった後に、あえて８人グループのうち、Ａさん以外の７人で撮影した写真が投稿されることは、Ａさんにとって、「Ａさんは８人グループの仲間ではない」とのメッセージとして受け止められることも自然であって、Ａさんに心理的影響を与える行為である。

キ　上記（１）ケ

これらの投稿については、本調査において、投稿の意図を確認することができなかったが、一見して罵りの言葉である。

また、上記アのとおり、Ｂさん及びＤさんは、近接した日時に、Ａさんに関する投稿を行っていた。この状況からは、Ａさんが「この投稿も自分に関係するものではないか」と考えることは自然な受け止め方であるといえる。そのため、この投稿も、Ａさんに心理的影響を与える行為である。

ク　上記（１）コ

これらの生徒らの言動は、[redacted]の出来事を起点として、その後のＳＮＳの投稿と平行してなされている。そして、その内容は、[redacted]の出来事に関して、Ａさん自身に原因があるかのような言動である。

この点、[redacted]の出来事について、Ｂ～Ｄさんには、当然、Ａさんとは別の認識や意見があるものと思われる。また、後述するとおり、当該校では、Ｂ～Ｄさんの認識や意見が十分に聴き取られたとは言えず、Ｂ～Ｄさんが、当該校の対応に不満を持つことはやむを得ないといえる。そして、当委員会としても、Ｂ～Ｄさんの言い分自体の当否については判断できない。

しかし、少なくとも、Ａさんが、８人グループの一部から、「一連の出来事について、Ａさんの責任であるかのように扱われている」と受け止めたのは無理のないところであり、心理的な影響を受けたと認められる。

（３）結論

上記の検討を踏まえると、Ａさんには、上記（２）の各行為が、独立したものではなく、一連の行為として、Ｂ～ＤさんからＡさんへの非難であると受け止められ、心理的な影響を受けたことが認められる。そして、Ａさんはこれらによって、心身の苦痛を感じ、精神科受診の際にもこのことに言及していた。そのため、推進法２条１項の「いじめ」に該当する。

第４章　学校におけるいじめの認知とその対応

第１　Ａさんを取り巻く状況の把握

１　令和２年４月から同年１２月１日

（１）Ａ～Ｈさんの８人グループについて

遅くとも令和２年６月ころから、Ａ～Ｈさんが８人グループで行動していたことは、M教諭をはじめ、Ａさんのクラスの授業を担当する教諭らは一定程度把握していた。なお、本調査においては、当該８人グループについての本件いじめ発生前の印象として、「目立つ」、「やりにくい」などと述べる教諭もいた。

また、Ａさんの母は、Ａさんが８人グループの人間関係に悩み始めた後、M教諭から、複数回、「どうしてＡさんはあのグループに入ってしまったのか。」という趣旨の発言があったと記憶している。この発言について、Ａさんの母は、同教諭が同グループについて、あまり良い印象を持っていないと受け止めたとのことである。

（２）Ａさんの腰痛について

令和２年１０月に、腰部ヘルニアの療養のため、１１日間欠席した。

上記療養後から、Ａさんは、腰痛のために、５０分の授業をおよそ３５分で早退し、その後は保健室で休むことになった。このような取り扱いについては、Ａさんの学年の教師全体で共有されていた。

（３）Ａさんの人間関係の悩みについて

令和２年７月には、Ａさんが「友人関係で悩んでいる」とM教諭に伝えていた。

また、同年１０月のM教諭との個人面談では、ＡさんはＢさんとの折り合いが良くないことを伝えていた。これを受けて、M教諭はスクールカウンセリングの利用を勧めた。

令和２年１０月１６日、Ａさんは、Ｂさんとの人間関係で悩んでいること

をスクールカウンセリングで話しており、詳細は前述のとおりである。なお、カウンセリング利用時はＢさんについて匿名であったが、相談内容をＭ教諭から見れば、Ｂさんであることは明白であった。

２　令和２年１２月２日から令和３年１月１８日

（１）１２月２日

Ｍ教諭は、[redacted]Ａさんを別室に連れていき、泣き出した事情を聞いた。そして、Ａさんから、[redacted]を聴き取った。Ａさんは、泣きながら[redacted]そして、「これはいじめではないか」、「学校を辞めたい」とも述べた。

そこで、Ｍ教諭は、Ｂ～Ｅさんからも事情を聴こうと考えた。しかし、Ａさんが「仕返しが怖いので、Ｂ～Ｅさんからは事情を聞かないでほしい」と希望したため、すぐにはＢ～Ｅさんから事情を聴かなかった。

（２）１２月３日から冬休み前

ア　１２月２日の[redacted]について

Ｍ教諭は、改めて、関係生徒からの聴き取りについてＡさんの要望を確認し、まず、Ｆさん及びＧさんから聴き取りを行うことにした。Ｍ教諭がこの２名を選んだ理由は、８人グループの中で、Ａさん及びＢ～Ｅさんとの関係が中立的な立場だったためである。しかし、この２名からは、ＡさんとＢ～Ｅさんとのトラブルについては、特に知っていることはないとの回答だった。遅くともこの時点で、Ｍ教諭は、Ａさんをめぐる状況を学年主任に報告した。

しかし、学年全体で対応を行うことにはならず、もっぱらＭ教諭が単独で対応を続けることになった。その後、１２月３日ころには、Ａさんをめぐる状況は、教頭の耳にも届いていた。教頭は、Ａさんの件について、Ｍ教諭のみでなく学年で対応しているものと認識していた。

その後、１２月９日ころ、Ａさんは「（M教諭に）Ｂ～Ｅさんからも話を聞いてほしい」という考えに至った。そこで、M教諭は、１２月１４日ころまでに、Ｂ～Ｅさんからも聴き取りを行った。この聴き取りの結果、Ｂ～Ｅさんは、「[redacted]」は認めた。

また、１２月９日には、上記M教諭からの聴き取りを踏まえたものと思われるが、ＢさんがＡさんに対して、「話し合いたい」という趣旨のインスタグラムのＤＭ[9]を送信した。ＡさんはこのＤＭにどのように返信したらよいか悩み、M教諭に電話で相談した。M教諭は、「学校に行くだけで精一杯」というような意味で返信したらどうかと助言した。Ａさんはこの助言を受けて、Ｂさんに返信した。

イ　ＳＮＳの状況

前章までに検討した関係生徒らのＳＮＳの投稿については、当該校は把握していなかった。

ウ　Ａさんの状況

１２月４日、Ａさんはスクールカウンセリングを利用した。相談内容としては、８人グループのうちの２名が冷たく当たったり、無視したりするようになり、悩んでいることについてであった。そのため、グループを抜けたい気持ちもあるが、授業中のペア作りで困ることや、昼食を一人で食べることの懸念もあり、「グループを抜けたいけど抜けたくない」状況であると述べられた。この相談について、ＳＣからは、「グループを自然に離れていくようなことも検討してみること」などを提案した。

１２月２日の翌週から、Ａさんは保健室登校をしており、昼食も保健室で食べていた。このような様子から、M教諭は、「Ａさんは教室に行くの

9 「ダイレクトメール」の略語。送信者と受信者の間でのみ閲覧可能なメッセージである。

が怖い様子」であったと認識していた。しかし、その理由が何であるかは判断しかねていたとのことである。

１２月中旬には、Ａさんが「（８人）グループに入れない」とM教諭に訴えた。これについて、M教諭は「他のグループに入ったらどうか」と助言した。この助言について、Ａさんは、それは難しいと言っていた。

また、１２月２日以降、冬休み前に、Ａさん及び両親はM教諭と面談を行った。面談では、Ａさん及び両親から、出席日数の確認と単位についての相談があった。さらに、１２月２日の[redacted]の件については、M教諭から、Ｂ～Ｄさんに事情を確認した結果、「ＡさんからＢ～Ｄさんに対しても、過去にはいろいろあった」という話が出ていることを伝えた。これについてＡさんは、「（Ａさんが）ＳＮＳ上に書き込んだという心当たりがあるが、今は全部消している。」と述べた。

（３）冬休み中

当該校は、Ａさんの状況を把握していない。

（４）令和３年１月１２日（始業式）から同月１９日ころ

冬休み明け、M教諭は、Ａさんが冬休みをはさんで落ち着いたと認識していた。

令和３年１月１５日に、Ａさんがスクールカウンセリングを利用した。その際、「学校をやめたいが両親が許してくれない」と話していた。一方、いじめの話は出ていなかった。そのため、当該校は「Ａさんは両親との折り合いが悪いために悩んでいる」と把握した。

令和３年１月１９日にＡさんから聴き取りを行い、Ａさんからの提供でＳＮＳの投稿を初めて確認した。

第２　当該校が認知したいじめの内容

１　概要

（１）令和２年１２月２日の[redacted]行為

（２）令和２年１２月２日から同月１４日にかけてのＢさん及びＤさんのＳＮＳの投稿（別紙３）

２　認知時期

令和３年１月１８日、Ａさんの父が来校して、教頭に対して①[redacted]及び「ＳＮＳのこと」をいじめとして扱ってほしい、②「加害生徒から謝罪をしてほしい」、③「加害生徒の保護者に会いたい」という要望を伝えた。その際、Ａさんの状況について「いじめによって眠れない」、「学校が怖い、死にたいなどと言っている」との情報が伝えられた。この時点で、Ａさんの父から、具体的な加害生徒の名前は出されなかった。

しかし、前述したとおり、教頭はすでに令和２年１２月２日の[redacted]の件について報告を受けていたため、Ａさんの父が指摘する内容が、[redacted]の件を指すものと把握した。そして、教頭は、「M教諭をはじめ関係者に伝えて対応する」と回答した。

このような対応から、令和３年１月１８日に、当該校がＡさんに対するいじめを認知したといえる。

なお、上記１（１）については、前述のとおり令和２年１２月２日の時点で、ＡさんはM教諭に対して「これはいじめではないか」と述べていた。しかし、その時点では、当該校ではいじめとして認知するか否かの検討は行われていなかった。

第３　いじめ認知後の対応

１　「生徒間で謝罪を行わせる」方針の決定

令和３年１月１９日、前日にＡさんの父から要望があった内容について、教

頭が校長に報告した。同日、校長は「加害生徒と被害生徒を学校で対面させて、加害生徒から被害生徒に謝罪させる」との方針を決定した。なお、方針決定にあたり、校長が、教頭以外の教職員の意見を聞いた事実は確認できなかった。

そして、教頭は、Ａさんの父に、上記の校長の方針を伝える電話をした。

２　いじめ防止対策委員である教職員への連絡

令和３年１月１９日、教頭から、生徒指導主事、学年主任、M教諭等に対して、個別に、「Ａさんの父から要望があった点について、いじめとして対応する」旨を伝えた。

３　関係生徒からの聴き取り

（１）Ａさん側からの聴き取り

令和３年１月１９日、当該校の教職員らが、Ａさん及び両親から聴き取りを行った。

その際、M教諭、生徒指導主事を含む教諭３名がＡさんからの聴き取りを行い、同時刻に別室で、養護教諭、学年主任の２名がＡさんの両親と話をした。

Ａさんは、聴き取りにおいて、Ｂさん及びＤさんによるＳＮＳの投稿を写真に撮って保存したものを見せるなどして説明を行った。しかし、聴き取りの途中で、「もういい」などと述べて別室にいる両親のところへ行き、聴き取りが終了した。この時のＡさんの心情については後述する。

（２）Ｂ～Ｅさんの聴き取り

令和３年１月２０日、教諭らが手分けして、Ｂ～Ｅさんから事情を聴き取った。

この聴き取りにおいて、Ｅさんからは、「１２月２日の[redacted]の件について、Ａさんに対して謝罪の意を伝えてほしい」との要望があった。そのため、M教諭からＡさんにこれを伝えた。そうしたところ、Ａさんは「Ｅ

さんのことは許す」とのことであった。そのため、当該校では、これ以降、Ｅさんについてはいじめの加害生徒の範囲から外した。

一方、Ｂ～Ｄさんについては、「１２月２日の[redacted]の際には、[redacted]」、「むしろ同日以前にＡさんから無視されていた」などの事情が述べられた。なお、本調査において、M教諭は、「Ｂ～Ｄさんは、１２月２日の[redacted]については申し訳なかったとしていた」などと述べていたが、これは、少なくとも本調査時のＢ～Ｄさんの認識とは異なっている。

4　いじめ防止対策委員会の開催といじめの認定

当該校では、令和３年１月２０日にいじめ防止対策委員会を開催し、本章第２の１（１）及び（２）をいじめとして認定した。

この時、同委員会において、ＳＮＳの投稿について、誰のどの投稿が、Ａさんに影響を与えたのかについて検討された形跡がない。

5　加害生徒への指導

上記聴き取りと並行して、教諭らは、Ｂ～Ｄさんに対して、「本件を解決するためには、Ａさんに対する謝罪が必要である」との働きかけを行った。その結果、Ｂ～Ｄさんは、Ａさんに対して謝罪を行うことになった。

その上で、教頭が、令和３年１月２２日にＢさん及びＤさんに対して、同年２月４日にＣさんに対して説諭を行った。その際の指導内容は別紙４のとおりである。なお、Ｃさんに対する説諭が他の２名よりも時期的に遅れたのは、Ｃさんが体調不良によりしばらくの間欠席していたためである。

6　生徒同士の謝罪の場の設定

（１）令和３年１月２８日

ＣさんがＡさんにＬＩＮＥのメッセージを送信し、Ａさんがこれに返信するやり取りがあった。本調査において、Ａさんは、この時「Ｃさんとはいったん和解したと思った」旨を述べている。

（２）同年２月１日

当該校により、Ｂさん及びＤさんからＡさんへの謝罪の場がそれぞれ設定された。

いずれも、M教諭、教頭、Ａさん及びＢさんないしＤさんが同席して、保健室で行われた。Ｂさん、Ｄさんはそれぞれ謝罪の言葉を述べ、これに対して、Ａさんも「誤解させることをして悪かった」との趣旨の言葉を述べた。

（３）同年２月４日

ＣさんからＡさんへの謝罪の場が設定された。

具体的な状況は上記（２）と同様であった。

（４）上記謝罪についてのＡさんの心情

同年２月５日、Ａさんはスクールカウンセリングを利用し、Ｂさんの謝罪について、「謝ればいいんでしょ」という謝り方をされ、「余計に怖かった。」と述べている。また、「学校に行きたくない。」気持ちであることも述べた。

７　同年２月９日

Ａさんの両親から、それぞれ当該校に連絡があり、Ａさんが日記に自殺をほのめかす記述をしているため、よく見ていてほしいという話があった。

また、Ａさんは、「Ｂさんを怖いと感じる」ことや、当該校がいじめと認定したＳＮＳの記述を思い出して不安になることを養護教諭に伝えた。

８　Ｂさん両親からＡさん両親への謝罪の場の設定

（１）令和３年２月１２日

Ａさんの母がスクールカウンセリングを利用した。

その際、Ａさんは、Ｂ～Ｄさんが遊んでいる様子がＳＮＳにアップされている状況に怒りを感じていること、Ａさんの心境は安定していないことが相談された。

（２）令和３年２月１５日

Ａさんの父が来校し、「Ａさんは、ＢさんとＤさんについて、前述の謝罪の場で、謝罪の気持ちを感じることができなかった」と述べた。そして、ＢさんとＤさんについて、①双方両親同席で改めて謝罪してほしいこと、②双方両親にＡさんが書いた日記（自殺をほのめかすような記載がある）を読んでほしいという要望を伝えた。

これに対して、教頭からは、これ以上の謝罪を求めることは今後の本人たちの関係回復にはならないという当該校の見解を伝えた。

（３）令和３年２月１６日

同日、Ａさんが保健室を利用していた時に、Ｂさんも体調不良により保健室に来室し、Ａさんが保健室を飛び出す事態となった。これをきっかけに、養護教諭から教頭に対して、「ＡさんとＢさんに直接話し合わせるべき」と提案した。

しかし、その後、校長の判断により、Ｂさんの両親からＡさんの両親に対する謝罪の場が設けられた。なお、上記養護教諭の提案から、なぜ両親同士の謝罪の場を設定するとの判断に至ったかは当該校に記録が残っておらず、不明である。

結局、上記謝罪の場には、生徒同士は同席せず、この場には、教育事務所指導主事、校長、教頭、学年主任、M教諭、養護教諭が同席した。そして、Ａさんの両親は、Ａさんの心境や行動について述べ、Ｂさんの両親が謝罪をした。

なお、Ｄさんについても、別途、M教諭から謝罪の場を設けることを打診した。Ｄさんの母は再度の謝罪については疑問を抱いていたが、Ａさんの両親に会うことは了承した。しかし、当該校はＡさんの両親とＤさんの母が顔を合わせる場を設定することはなかった。

８　同年２月１７日

Ａさんの父から当該校に対して、Ａさんは、本件について家族内で話し合い

をする際にも、大声を出したり、テーブルを叩いたりする状況であったため、心療内科を受診していることが報告された。また、心療内科受診の結果、医師からは「Ａさんの症状はいじめが原因である」と言われたことが伝えられた。

９　スクールカウンセリングの実施

同年２月１９日、Ａさん、Ａさんの母及び姉がスクールカウンセリングを受け、Ａさんは、Ｂさんから改めて謝罪を受けたいとの要望を述べた。その際、Ａさんは、大声を出したり、テーブルを叩いたりする様子が見られた。

上記カウンセリング実施後、ＳＣとＡさんの母のみで面談を行った。

ＳＣは、Ａさんの母に対して、上記カウンセリングの際のＡさん及び家族の様子を踏まえて、Ａさんの入院も検討するよう提案した。また、ＳＣは当該校に対して、Ａさんについて「自傷他害の恐れ」があること及び「入院の形での静養が望まれる」との意見を伝えた。

１０　生徒指導アドバイザーとスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の依頼

（１）派遣要請

令和３年２月２２日ころ、当該校は、県教委に対して、生徒指導アドバイザー（臨床心理士）（以下「Ｐ氏」という。）及びＳＳＷ（元教諭）の派遣要請を行った。

（２）Ｐ氏への依頼

２月２４日、当該校は、Ｐ氏と協議を行い、同氏に対して、Ａさんの両親との面談を依頼した。一方、当該校からは、Ａさんの両親にもＰ氏との面談を依頼したが、Ａさんの両親は本調査において、「何のために会うのかわからなかった。」と述べた。

３月３日、Ｐ氏はＡさんの両親と面談を行った。当該校の記録によると、Ａさんの両親からは「ＡさんがＢさんに対してつらさや苦しさを伝える場を設定してほしい」との要望があったとのことである。

その後、当該校は、Ｐ氏との間で、何度か本件についての協議を行ってい

るが、Ｐ氏に対してＡさんの両親やＡさん本人との面談を依頼することはなかった。

（３）ＳＳＷへの依頼

令和３年２月２４日、当該校は、ＳＳＷと協議を行い、「Ａさんの入院について」の見解を尋ねた。ＳＳＷは、当時当該校から提供された資料に基づき、見解を伝えた。

その後、当該校がＳＳＷに本件について対応を依頼したことは確認できなかった。

１１　ＡさんとＢさんとの面談の場の設定

（１）設定の経緯

令和３年２月１９日以降、Ａさん及び両親は、Ｂさんからの再度の謝罪を求める旨、当該校に繰り返し要望した。また、同年３月１日以降は、当該校がいじめと認定した件以外にも、Ａさんに対する「仲間はずれ、陰口や無視」等があり、Ａさんが教室に入れない雰囲気となっていること、そのために、Ａさんは「死のうとまでしている」とも伝えられた。

同年３月１１日、Ａさんの両親、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭が話し合いを行い、Ａさんの両親は、Ｂさんからの再度の謝罪の要望を伝えた。そこで、話し合いの途中で学年主任がＢさん宅に電話をし、Ｂさんとその保護者に対して、「Ａさんとの話し合いをすること」を説得した。

（２）令和３年３月１６日当日の状況

ＡさんとＢさんが双方両親同席の元で対面し、まず、Ａさんが用意してきた手紙を読み上げた。その後、ＢさんもＡさんに対する気持ちを述べた。この場には校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭が立ち会った。

対面後はＡさんとＢさんは別室に移動したが、両者とも泣いており、ＡさんはＢさんについて「反省していない」と大きな声で述べることもあった。

１２　Ｂさんへの指導

令和３年３月１８日、教頭はＢさんに対して、上記１６日のＡさんとの対面の際の言動について、反省をうながす指導を行った。

１３　Ａさん作成の手紙をＢさんに渡す

令和３年３月２３日、Ａさんの父が、Ａさんが作成した手紙を当該校に送付し、Ｂさんへの交付を要望した。同日、Ｂさんは母とともに上記手紙を読み、ショックを受けたことを養護教諭等に泣きながら話した。

第５章　学校の対応の評価

第１　いじめの認知について

１　事実関係

前述のとおりである。

２　評価

令和２年１２月２日時点で、Ａさん本人からM教諭に対して、「Ｂ～Ｅさんらの行為はいじめではないか。」との発言があった。しかし、M教諭は、同日時点で、これをいじめとして調査するという考えは浮かばなかった。また、同日のＡさんの状況については、数日中に、少なくとも、M教諭から学年主任に伝わった。さらに、当該状況は、遅くとも令和３年１月１８日時点では教頭にまで伝わっていたものの、当該校としては、いじめの疑いを持って調査等を行うことはなかった。

結局、当該校では、令和３年１月１８日にＡさんの両親が、Ａさんをめぐる一連の出来事をいじめとして対応するよう申し入れるまで、学校としてＡさんの件に対応する動きはなかった。

この点は、いじめ認知に向けた動きを始めるのが遅く、その原因は、いじめ認知の感度が低いことにあったと言わざるをえない。

第２　いじめの認知後の対応について

１　事実関係

対応状況は上記のとおりである。

２　評価

（１）被害生徒（Ａさん）からの聴き取りについて

前述のとおり、令和３年１月１９日、当該校では、教諭３名がＡさんから聴き取りを行った。

しかし、本調査において判明したところによれば、当該聴き取りは、Ａさ

んの心情に配慮して行われたものとは言えなかった。

Ａさんは、本調査において、当該聴き取りの途中で両親のところへ行った理由は、教諭らの聴き取りにおける言動が耐えられなかったためであると説明した。具体的には、①ある教諭が頬杖をついてＡさんの話を聞いていたこと、②いずれかの教諭からＳＮＳの投稿内容を説明している時に「これはＡさんじゃないんじゃない」などと言われたこと、③①とは別の教諭から「そんなになの？」などと言われたこと、④Ｂさんの言い分について聞かされたことなどから、教諭らの「何を今さらこんなことを（言っているのか）」というＡさんへの批判的な態度が感じ取られたとのことであった。また、Ａさんが両親のところへ移動した際も、教諭らから笑い声が上がったように感じ、非常に傷つけられたとのことであった。

上記の聴き取りの状況は、いじめ認知に向けた初期対応として、被害生徒の心情への配慮が感じられない粗雑なものと言わざるを得ない。このような聴き取りにより、その目的であるいじめの原因追求や検討が不十分になってしまうのみならず、Ａさんにさらなる精神的負担を与えたことは、当該校が大いに反省すべき点の一つである。

（２）加害生徒（Ｂ～Ｄさん）からの聴き取りについて

Ｂ～Ｄさんは、本調査において、「本件いじめに関する聴き取りにおいて、令和２年１２月２日以前のＡさんとの人間関係について教諭らに説明をしたかったが、全く汲み取ってもらえなかった」旨の不満を述べた。

いじめ問題が解決し、被害生徒が学校生活を送るためには、一般に、被害生徒と加害生徒の人間関係が、一定程度回復する必要がある。そのため、いじめ問題の解決に向けて、学校は、当事者間の人間関係についての理解を深め、当事者間にどの点で認識の食い違いがあるのか、どのような方法で人間関係を回復する余地があるかを探ることが必須である。しかし、本件では、Ａさんと関係生徒との人間関係に関する事情を詳細に聴き取ることがなされ

ていない。

この点からも、当該校が、いじめ問題の解決に向けて、当事者間の人間関係の回復を図ろうとしていた形跡が見られない。この点、上記（１）と併せて、当該校においては、いじめの初期対応の在り方を見直すべきである。

（３）いじめの認定の経緯

令和３年１月２０日には、当該校は、Ｂ～Ｄさんの行為をいじめと認定するという結論を出している。

しかし、上記（１）、（２）のとおり、事実関係を十分に調査・整理せずにいじめを認定したことは、慎重さを欠いたと言わざるをえない。

特に、ＳＮＳのいじめに関しては、主体や範囲が曖昧であることが多く、現に本調査において、複数の教職員に対して、「当該校では、ＳＮＳのどの記述をいじめと認定したか」を尋ねたところ、明確な回答ができた教職員はいなかった。

すなわち、当該校では、教職員が統一した認識を持つことができる程度にいじめに関する議論が行われていなかったことが分かる。このことから、後述するとおり、当該校が、いじめに対して「組織として対応する」という基本を怠っていたといえる。

（４）生徒同士の謝罪を実施する方針を取ったこと

方針決定の前提として、上記（１）、（２）が不十分であったことからは当然の帰結とも言えるが、当該校が、「本件いじめ問題の解決にとって、生徒同士の謝罪が有効であるかどうか」を組織的に検討した形跡はない。にもかかわらず、当該校は、生徒同士の謝罪の場を複数回設定した。

この点、本調査において、教職員らからは、「Ａさんらの要望に従って、謝罪の場を設定した」との趣旨の発言が頻繁に聞かれ、学校として主体的、積極的に対応しようとした形跡は認められなかった。一方で、教職員らからは「謝罪を重ねることで、いじめ問題の解決につながるとは思えなかっ

た。」旨の発言も聞かれた。実際に、当時、Ａさん、Ｂさんらの状況を見たＳＣは、「現状では再度の謝罪は有意義でない」との認識を教職員らと共有していたと述べている。

このように、当該校は、教職員らの声を半ば無視して、安易に「生徒同士の謝罪」の方針を決定した。また、令和３年４月に着任したＫ校長は、前任のＪ校長からの引継ぎにおいて、本件について「すでに生徒同士の謝罪は済んでおり、学校として対応すべきことは終了している」旨を伝えられていたとのことである。これらの事情からは、当該校が、真に生徒同士の問題解決を手助けしようと考えてはおらず、両親からの「謝罪してほしい」との要望に形式的に応じておけばよいとの認識であったのではないかとの疑いが生じるものである。

（５）当該校が謝罪に向けた準備を怠ったこと

当該校では、令和３年１月２０日時点の結論としては、Ｂ～ＤさんがＡさんに対して謝罪を行うことになった。

この点については、本調査において、Ｂ～Ｄさんから「教諭らから、終わりにしたいのであれば謝罪するように言われた」等の発言があり、Ｂ～Ｄさんは、十分に納得してＡさんへの謝罪を行ったわけではないことが判明した。

そもそも、いじめ問題の解決のために、当事者同士の謝罪が意味を持つとすれば、それは、加害生徒が自らの行為を反省し、その結果として、被害生徒に対する心からの謝罪が行われる場合である。そうであるにもかかわらず、当該校は、加害生徒の内省が深まる機会を作ることもせず、形式的な謝罪を実施した。当該校では、いじめ問題の解決とは何かという根本的な認識を改める必要がある。この点、いじめ防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定、以下「いじめ防止基本指針」という。）では、いじめに対する措置として、「単に謝罪をもって安易に解消と

することはできない」とし、いじめに係る行為が少なくとも３か月程度止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認することを求めており、十分留意されるべきである。

さらに、Ａさんの病状に着目すると、令和２年１２月には「神経症」との診断であったものが、約５か月後には「うつ病・パニック症」との診断になっており、病状は悪化している。当委員会としては、Ａさんの病状の悪化について、生徒同士のいじめそのものよりも、むしろ、当該校の上記（４）の不適切な対応に起因する部分が大きかったのではないかと考える。

第６章　いじめと重大事態との関連性

第１　重大事態の定義

１　推進法の定義

推進法２８条は重大事態を以下のとおり定義する。

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同条１項１号、以下「１号重大事態」という。）。

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同条１項２号、以下「不登校重大事態」という。）。

２　重大事態の意義

いじめ防止基本方針によれば、

（１）１号重大事態とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等がこれにあたるとされている。

（２）不登校重大事態とは、文部科学省が毎年度実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において「年度間に連続又は断絶して３０日以上欠席」した児童生徒が不登校調査の対象とされていることを踏まえ、年間３０日を目安としつつ、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合をいうとされている。

以上の重大事態の意義を踏まえ、該当する事実があるか検討する。

第２　重大事態の認定

１　１号重大事態

結論として、本件は１号重大事態にあたる。

令和２年１２月７日、Ａさんは「神経症」との診断書を取得し、ほどなくし

て当該校に提出した。そして、その後、Ａさんが継続的に心療内科に通院していることは、当該校も把握していた。

このような事実経過に照らして、令和２年１２月７日には、Ａさんが「精神性の疾患を発症した」場合にあたるといえる。

当該校は、１号重大事態との認定をしていないが、その後、令和３年１月２０日には、当該校が、Ａさんに対するいじめを認定したのであるから、遅くとも同時期には、１号重大事態との認定をすべきであった。

この点、当該校は、「神経症」との診断書について、さほど重要視していなかったことがうかがえる。その原因としては、教職員らが、令和２年１２月２日以前から、Ａさんを「体調不良が多い生徒」ととらえ、Ａさんの訴えを軽視していたことがあるのではないかと思われる。

このように、１号重大事態の認定をしていないこと自体、当該校が推進法の理解に欠いていたことを裏付けているものであることは後述するとおりである。

２　不登校重大事態

結論として、本件は不登校重大事態にあたる。

当該校も、最終的に不登校重大事態との認定を行っている。この点、当該校が、Ａさんのいじめによる欠席が３０日に達したと判断した時期は、令和３年６月１０日である。

Ａさんに対するいじめがあった令和２年１２月２日以降、Ａさんの「出席停止」を含む欠席日数が３０日に達した日は、遅くとも令和３年４月中であった。当時、当該校では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、生徒本人の申告により、発熱・のどの痛み等による欠席を広く出席停止とすることとされていたものであり、Ａさんの出席停止も同様であった。そのため、当該校は、上記出席停止は欠席に含めずに、いじめによる欠席日数を判断したものと思われる。

このような取り扱いは、常に首肯されるものではない。しかし、生徒本人の単位取得等の観点からは、単純な欠席よりも出席停止のほうが有利な取り扱いであるから、当該校の対応は、Ａさんに有利なものであったともいえる。そのため、当委員会としては、当該校が、より早く不登校重大事態との認定を行うことは困難であったと考える。

第３　いじめと１号重大事態との関連性

１　結論

当委員会は、いじめと１号重大事態との関連性があると判断する。

２　理由

（１）いじめの発生

令和２年１２月２日及び同月１４日ころまでにいじめが発生していたことは、第３章記載のとおりである。

（２）精神性の疾患を発症したこと

前述のとおり、Ａさんについては、令和２年１２月７日付で「神経症」の診断書が発行された。

（３）（１）と（２）との関連性

ア　いじめと診断との時間的近接性

Ａさんは、令和２年１２月７日に心療内科を初めて受診した。Ａさんの両親から提供された医療記録によれば、受診の際、Ａさんは、「８人グループの４人から攻撃」されていると述べ、「腹痛、下痢、不安、気分の落ち込み」があると訴えた。

この「攻撃」が、本調査でいじめと認定した[redacted]を指していることは、受診との時間的な近接性から明らかである。

イ　医師の判断

Ａさんは上記心療内科の受診を継続し、平均して２週間に１回程度の頻

度で通院した。そして、その後、令和３年５月には他の精神科に転院した。転院後の精神科には、１週間に１回以上の頻度で通院した。

当該心療内科の医師は、当委員会からの照会（「Ａさんの発症や病状といじめとの関連性」及び「希死念慮・自殺企図」といじめとの関連性についての見解）に対して「いずれともいじめとの関連はあると思う。」と回答している。

また、上記精神科の医師は、当委員会の聴き取りにおいて「Ａさんの症状といじめとの因果関係はどの程度あると考えているか」との問いに対して、調査日（令和３年１１月２０日）時点の診察で同医師が把握している事情の範囲での判断ではあるが、「９割以上因果関係がある」との考えを示した。

これらの医師の判断は、第三者である客観的な専門家の意見として、重視すべきである。

（４）小括

精神疾患の発症については、一般に、様々な要因が関連しあっており、要因を１つに絞ることは困難であるといえる。

しかし、当委員会の調査においては、いじめ以外に、Ａさんの精神疾患の発症の要因となる事情は認められなかった。そのため、上記医師らの意見を踏まえ、遅くとも令和２年１２月末時点では、いじめと精神疾患の発症に関連性があること、すなわち、いじめと１号重大事態との関連性が認められるとの結論に達した。

第４　いじめと不登校重大事態との関連性

１　結論

当委員会は、いじめと不登校重大事態との関連性があると判断する。

２　理由

（１）いじめの発生

令和２年１２月２日及び同月１４日ころまでにいじめが発生していたことは、第３章記載のとおりである。

（２）Ａさんの欠席の状況

令和２年中は、主として「腰痛」を理由として欠席していた。

その後、令和３年１月１９日から同年３月１９日までの期間に、少なくとも２２日間欠席しているところ、この欠席は「感染拡大防止のための出席停止」として扱われている。

そして、令和３年度以降の欠席については、当該校において「いじめによる欠席」と扱われていたものと思われる。

（３）１号重大事態の発生

本章第３記載のとおり、令和２年１２月末時点で、１号重大事態の発生が認められる。

（４）（１）と（２）との時間的近接性

令和３年１月から同年３月までの欠席については、Ａさんの父が、Ａさんのいじめによる苦痛について、当該校に対していじめ対応の申し入れをした直後からの断続的な欠席である。

また、同期間中に実施されたスクールカウンセリングにおいて、Ａさんは、いじめに関する謝罪の場で受けた苦痛を訴えている。

そのため、少なくとも、同期間の出席停止及び欠席については、いじめと時間的に近接していることから、いじめを原因とする欠席と捉えるべきである。

（５）小括

上記（３）及び（４）を踏まえて、いじめと相当の期間の不登校との間に関連性があること、すなわち、いじめと不登校事態との関連性が認められるとの結論に達した。

第７章　再発防止への提言

第１　推進法等について理解すること

そもそも、個々の教職員において、推進法の理解が不足する状況では、いじめを早期に発見し、対応することは極めて困難である。そして、本来ならば、被害生徒の心情に寄り添い、積極的に情報を得て、組織的に対応するべき問題を見逃してしまう結果になる。また、このような教職員らの理解不足は、後述する組織的対応の柔軟さを阻害するものともなる。

そこで、学校及び県教委には、生徒に携わるすべての人間が、推進法、関連条例及び具体的な事後対応の在り方等を学習・熟知する機会を定期的に設ける等の措置がのぞまれる。

本調査において、当該校の教職員らの推進法の理解不足について、特に問題があったのは以下の点である。なお、いずれも、推進法の基礎的な部分であるから、当該校においては、十分に確認されたい。

１　同法の「いじめ」の定義

当該校の教職員から聴き取りを行う中では、本件のいじめ認定に当たって、「初めて法律のいじめの定義を知った」と述べる者や「（Ａさんが言っていることの）意味が（当時）分からなかった」と述べる者もおり、いじめの認知や対応以前の問題が浮き彫りになった。

実際に、本事案では、令和２年１２月２日の時点でＡさんが「これはいじめではないか」と訴えていたにもかかわらず、当該校ではＡさんの訴えが軽々に扱われた。

このような事態を防ぐためには、まず、教職員一人ひとりが、「いじめ」の定義を理解することが必要である。

なお、推進法が現在のいじめの定義を定めたのは平成２５年度であり、本件いじめ発生時までには実に７年が経過している。これらの理解を怠ることが許されない時間の経過であることは明白である。

2　「重大事態」の定義

当該校では、１号重大事態の認定が行われていなかったことは、前述のとおりである。

本調査においては、当該校の管理職においても、１号重大事態の定義を理解していない様子が見受けられ、このために１号重大事態の認定が行われなかったのではないかと思われる。

特に、１号重大事態には、「精神性の疾患を発症した場合」も含まれることを熟知されたい。

第２　生徒対応の在り方を見直すこと

学校及び県教委には、いじめ問題対応の前提として、生徒対応に関して、各校の実情に応じて必要な研修内容の検討と実施を求める。具体的には、各年代の子ども達の発達課題の理解、生徒本人の気持ちに寄り添う対応のための対人援助技術等についての研修の必要性を検討されたい。

当委員会としては、当該校の生徒対応の在り方の見直しのため、特に、以下の問題点を指摘する。

1　生徒の話に耳を傾けていないこと

いじめに限らず、教職員らには、日頃から生徒一人ひとりの集団における様子や人間関係を細やかに観察し、見守り、問題があるときには速やかに当該生徒や関係生徒への声かけを行い、先入観を抱くことなく真摯に事実を傾聴する姿勢が求められる。

しかし、本調査では、被害生徒及び加害生徒の双方から、「当該校は自分たちの話に耳を傾けてくれなかった」との不満が聞かれた。

いじめ問題の解決に向けた方針を立てる大前提として、生徒同士の人間関係のどこに問題が生じているのかを把握する必要があり、そのためには、生徒らから細やかな聴き取りを行うべきことは、すでに述べたとおりである。

しかし、当該校は、生徒らからの聴き取りにおいて、当該校がいじめ認定に必要と考えた事実のみを聴き取り、生徒らが真に訴えたい事情に注目していなかった。その結果、生徒らは上記の不満を持ち、このような不満は、その後の当該校の生徒らへの働きかけが十分に機能しない要因の一つとなったといえる。

2　生徒一人ひとりの状況に応じた支援をしていないこと

前章までに述べた通り、本件では、当該校の教職員らが生徒らに対して、助言等の支援を行っていた。しかし、それらの支援の中には、当時、生徒のおかれた状況に即していないものも多々認められた。

（1）概要

本件は、いわゆる思春期に生じたいじめ事案である。この時期は、集団の中に身を置きながら、自分とは何者か、自分は他人にどう思われているのかという命題を抱えながら、親以外の他者からの肯定的受容、承認によって確固たる自我を形成していく時期である。

したがって、本件はそのような発達課題を抱えている生徒達の間に起こっているという認識をもって指導にあたるべきであったと考えられる。

（2）思春期の仲間意識の特性

ア　排他的・閉鎖的であること

この時期の仲間意識は、自分達と異質なものを受け付けず、排他的で閉鎖的なものである。そういう意識の中で、形成されたグループ関係は、お互いが同質であると感じている間は安定しているが、ひとたび異質感を抱いてしまうと、不安定になりやすく、時に本件のように、個人を排除する、いわゆる「いじめ」事案につながりやすい。それは、思春期の子ども達の仲間に受け入れられたい、人から好かれたいという社会的受容欲求を阻害するものである。

また日頃つきあうメンバーが固定化し、他の子ども達と区別する意識も

強くなるため、容易にグループを抜けたり、他のグループに入ったりすることは困難である。また、一度グループから排除的扱いを受けると、孤立感、疎外感、絶望感を抱きやすく、重大事案となる可能性も大きい。

イ　秘密の共有

さらに、思春期の仲間意識のもう一つの特性として、秘密の共有がある。「仲間」にしかわからない秘密を共有することでその絆を強めようとする心理が働きやすい。自分の好きなことや嫌いなこと、関心のあることを開示し、それを互いに受容することで仲間意識を高める。特に女子は関心が内的な問題に向きやすいため、ＳＮＳなどを通じて「仲間」にしかわからないような言葉などでお互いの感情や個人的な情報をやりとりする傾向がある。

（３）当該校における教職員らの対応の問題点

上記のような心性を理解しながら、この時期の子ども達の人間関係の悩みを聴かなければ、真の受容や心の救済は困難であると思われる。

実際、本事案においては、いじめに発展する前の段階で、人間関係に悩んでいるＡさんに、「距離を置いたらいいのでは？」や「今のグループを抜けて他のグループに入ったら？」という助言がされている。このような助言は、一見解決法を述べているように思われるが、思春期の子ども達にとっては、困難な解決法であり、かえって悩みや問題を複雑にしてしまうことに繋がりやすい。教職員は、このような思春期心性（上記（２）アの点）を十分に理解した上で、助言・指導を行うべきであった。このような対応は教職員の思春期心性（上記（２）アの点）への理解の乏しさを表していると言わざるを得ない。

また、ＳＮＳを通じての情報のやりとりが、Ａさんに重大な精神的影響を与えたと考えられたが、当時、指導にあたった教諭からは、「これはあなたのことではないのでは？」といった助言がなされている。このような助言

も、上記（２）イの点を踏まえておらず、かつＡさんの気持ちに寄り添った対応ではなかった。

これらによってＡさんは「話を聴いてくれなかった」「理解してもらえなかった」という感情を持ち、仲間からの阻害だけでなく、学校からの阻害感を抱くに至ったと推測される。

（４）まとめ

子ども達は、人格形成の途上にあり、それぞれの年代において、発達の課題を抱えながら生きていることを踏まえ、その発達状況に応じた理解と指導がなされなければ、単に大人の事情や個人の感覚のみでの安易な助言はかえって被害生徒を傷つける結果になるということをしっかりと考えておく必要がある。

相談を受ける場合、すぐに大人の論理で解決策を提示して終了するのではなく、時間をかけて話を聴き、被害生徒の苦悩により添い続ける姿勢が重要である。また、加害生徒においても同様に、このような心理状況を理解しながら指導しなければ、真の内省は得られないと思われる。

本調査では、複数の教職員から、関係生徒らの行動を振り返って「高校生であれば、当然、このような行動ができるはずだと思った（しかし、現実にはできなかった）」という発言があった。しかし、いじめの解決については、大人が、勝手に生徒達の社会性に期待し、委ねることはするべきではなく、まずは、思春期の生徒達の複雑な心情に思いをはせ、寄り添い、精神的成熟を支援していく努力をすべきである。

３　周囲の生徒への状況説明がなされていないこと

本調査では、認定されたいじめの被害生徒及び加害生徒以外にも、８人グループに所属していた生徒への聴き取りを行った。その結果、周囲の生徒らは、本件いじめについて、当該校から説明を受けておらず、正確な情報を得ていないことが判明した。具体的には、Ａさんがなぜ欠席を続けているのか、当該校

が何についていじめと認定したのか等についてである。

いじめを見ていた生徒に対しても、いじめを受けた者の立場になって、その気持ちについて考えさせることは、いじめに対する措置の基本であって当該校のいじめ防止基本方針にも記載されているところである。

その前提として、周囲の生徒に対しても、いじめの内容及び被害生徒の心情について説明が行われるべきである。

いじめを当事者同士の問題として終わらせず、その他の生徒に適切な指導を行うことは、被害生徒の学校で感じる孤独感や疎外感を軽減することにもつながり、また新たないじめを予防できる可能性も大きくなると思われる。

第３　組織的対応のための仕組みを作ること

教職員が、いじめの存在が疑われる状況を察知したならば、学校は、一人の教職員の対応にとどめることなく、いじめ問題の解消に、学校という「組織」で対応することが大切である。

当該校では、組織的対応が行われていたとは言えないため、仕組み作りから見直しを行う必要がある。その際、以下の点には特に留意すべきである。

１　組織の見直し

当該校では、本件いじめに関して、生徒指導委員会が開催された記録がない。また、本件いじめについて、当該校のいじめ防止対策委員会の開催は、記録上１回のみである。

一方、当該校のいじめ防止基本方針には、いじめ防止対策委員会の役割として、「（いじめに関する）指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携」等が定められている。一般論として、生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会に求める役割は、学校によって特徴があってよい。しかし、本件では、生徒指導委員会の開催が認められないこと、上記方針の記載から、本来は、いじめの認定後も、いじめ防止対策委員会が対応することが予定されていたといえ

る。そうであるにもかかわらず、同委員会の開催が１回のみということは、不十分な対応であったと言わざるを得ない。

当該校においては、いじめ防止基本方針の見直し及び同方針にのっとって対応を行うための教職員の意識改革が望まれる。

2　学校全体で情報を共有し、教職員らの意見をくみ取って方針を立てること

学校は、いじめがあった場合、まず、校長、教頭、生徒指導担当教諭、養護教諭などでチームを作り、組織内で事態の情報共有をする。そして、各教職員が把握している状況、対応した結果を検討する場を設け、対応方針を決定していくことになる。

その際、対応方針については、ほとんどの教職員が納得したものとなるまで、協議を重ねて決定する必要がある。なお、そのためには、教職員同士が気兼ねなく発言できる雰囲気を常日頃から作り上げなければならない。

本件では、前述のとおり、「生徒同士の謝罪」の方針に対する疑問を持っていた教職員らもいたものの、これらの疑問は検討されることなく、この方針が決定されている。もちろん、当委員会の検証においても、当時、「生徒同士の謝罪」よりも有効な方策が存在したかどうかを判断することはできない。しかし、当該校は、少なくとも、教職員らの疑問が解消されるまで協議を尽くし、考えられるあらゆる方策及びその有効性を検討した上で対応方針を決定すべきであったと言える。

3　記録の作成及び管理

いじめ問題に関する会議が開催された場合には、必ず詳細な議事録を残すべきである。また、いじめ問題に関連する資料は、一元的に管理・保管して、対応方針の決定に役立てるべきである。

当該校のいじめ防止対策委員会の議事録は、議論の経過がほとんど記載されておらず、事後の検討に足りるものではなかった。また、本調査の開始に先立ち、当該校に資料の提供を求めたところ、Ａさんのスクールカウンセリング記

録の一部が欠落している等、資料管理の甘さが露呈した。

4　本件の検証を行い、仕組み作りに生かすこと

当該校には、本報告書を踏まえて、本件の検証を求める。

特に、当該校の策定したいじめ防止基本方針にのっとった対策がとられていたかどうか、同方針に定める年間計画の実施状況の検証も必要である。

第4　生徒に対しＳＮＳとの付き合い方についての教育を行うこと

昨今の事情を鑑みると子どもとＳＮＳは切り離して考えることができない時代になっている。

親以外の他人とつながりたい欲求と自分を知ってほしいという自己開示欲求、また自分が常に仲間と一体であるということを確認したいという欲求や仲間の強い同調と連携意識などをすべて満たしてくれる場として、ＳＮＳは思春期の子ども達にとって重要な場所である。したがって、大人は子ども達が学校生活以外でも、その生活の多くの時間をＳＮＳに熱中し、常に仲間とつながっている事情を知っておく必要がある。

しかし、社会的に未熟な思春期の子ども達にとって情報モラルを身につけないままＳＮＳに没入してしまうことは、容易に人間関係の破綻をもたらすきっかけにもなりかねない。また、インターネット社会でのルールやリスクを理解しないまま、繰り広げられる人間関係は、目に見えないが故に、深刻化しやすく、一度破綻すると重大な精神的ダメージをうけやすいことを大人は認識し、その指導にあたる必要がある。この点、推進法１９条は、インターネットを通じて行われるいじめの特性を踏まえた対策の推進を学校の設置者及びその設置する学校に求めており、その趣旨に十分留意するべきである。

当該校は、所在地域における進学校であったためか、「本校では、あまり生徒指導上の問題がない」と述べる教職員がいた。しかし、実際には、本件

事案が発生しており、教職員らの認識の甘さがうかがえた。教職員の目にふれないＳＮＳという場で起こっている問題についても、教職員は常にそのリスクを念頭におき、指導していく必要がある。

第５　専門職の活用

本事案には、種々の専門職が関与していた。具体的には、ＳＣ、ＳＳＷ、生徒指導アドバイザー等である。しかし、当該校がこれらの専門職の協力を依頼した目的等が曖昧であり、実際に、いじめの解決にむかって有機的に連携していた形跡はみられない。目的等が曖昧であることから、各専門職の資格や役割を生かした適切な助言や対応を求めることができなかったことがその理由と考えられる。

当該校の動きを詳しく検討すると、専門職への助言を求めてはいるものの、その内情は、当該校が責任を問われることがないかどうかの裏付けを求めているだけであり、被害生徒やその家族の支援に直結するものではなかった。

本来、これらの専門職は、子ども達の学校生活でのさまざまな問題を支援するために存在している。そして、いじめ問題においては、いじめ解決にむけて被害生徒やその家族の精神的支援を行ったり、目の前に生じているいじめの本質を学校が正しく理解し、解決方法を見いだしていくための専門的アドバイスをしたり、被害生徒（家族）の社会的サポートをする役割を担っている。

それらの専門職の職種特性や役割を熟知し、いじめ認知の早期段階から、あるいは日常的な校内のいじめ防止対策委員会の段階から、細やかに連携をとり、専門的知識と技術を学ぶ機会を設けることが重要である。

専門職は学校のためにあるわけではなく、生徒及びその家族のよりよい学校生活を維持するために存在していることを忘れてはいけない。

さらに、本事案のように、精神的変調を来し、医療機関に通院しているような時には、主治医と連携し、積極的に病状の把握をしていくことが重要であ

る。

診断書の提出のみで判断するのではなく、通院のきっかけや訴えの内容、病状の重症度、学校生活への影響、治療の見通しなど細やかに把握することで、その時点では「いじめ」と認知できていない場合においても、「いじめ」の可能性を知るきっかけにもなると思われる。また、学校と医療が情報を共有することで、学校での対応と治療を連続的に行うことができるため、被害生徒や家族の不安を軽減し、一貫した支援につながると考える。

第６　いじめ解決の判断を慎重に行うこと

本事案では、いわゆる「謝罪の会」が行われている。

しかしながら、いじめは単に「謝罪」をもって終結するものではない。いじめを認知して対応する場合、解決を急ぐあまり、綿密な情報収集や検討、専門職を交えた対応の協議などを行わず、即座に「謝罪の会」をもうけることは、厳に慎むべきである。まず、謝罪は、学校側の指導に基づくものであったとしても、本人が内省を深め、その自発的意思によるのでなければその教育的効果を発揮することはできず、謝罪を受けた側も真にその意思を受け止めることはできないことを認識するべきである。

時間をかけて被害生徒の心に寄り添い、加害生徒の内省を促すような指導を繰り返し行いながら、その両者の心情の変化を見極めた上で、両者が納得できる「謝罪の会」でなければ、かえってお互いの関係性を悪化させ、被害生徒の精神的ダメージを大きくする結果となる。

いじめが解決したと判断するには、被害生徒のいじめによる生活の破綻状況や精神的苦痛が改善され、長期にわたって同じようないじめが繰り返し起こっていないことを確認していく作業が必要である。この点につき、いじめ防止基本方針でも指摘されていることは上記のとおりである。

被害生徒やその家族に寄り添い、学習支援のみならず、精神的支援について

も継続的に行いながら、加害生徒や関係生徒に対してもいじめがもたらした結果の重大性を理解させていく指導を続けていくことが重要である。

以上

別紙１　時系列（全体）

Aさんが出席停止となった日
Aさんが学校を欠席した日
Aさんが心療内科または精神科を受診した日

	時期	出来事	備考
1	令和2年4月	Aさん高校入学。弓道部に入部。	入学時資料に、「おなかが痛くなりやすい。腹痛から家のトイレで倒れ、救急車で運ばれた。」、「腹痛により失神しやすい」「過敏性腸症候群」「椎間板症」との記載がある。
2	令和2年5月～7月ころ	A～Hさん8名が行動を共にすることが多くなる。	A～Hさんについては、教職員らからも「8人グループ」と認識されていた。
3	令和2年6月29日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。（以下、欠席及び出席停止の理由は、当該校の記録による。）
4	令和2年6月30日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
5	令和2年7月1日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
6	令和2年7月4日	Aさんは部活動を欠席した。	記録上は理由が不明。
7	令和2年7月11日	Aさんは部活動を欠席した。	記録上は理由が不明。
8	令和2年7月20日	Aさんは部活動を欠席した。	腰痛による欠席。
9	令和2年7月28日	Aさんは保健室を利用した。	病気による利用。
10		Aさんは学校を早退した。	腰痛、生理痛または体調不良による。
11	令和2年7月30日	Aさんは保健室を利用した。	けがによる利用。
12	令和2年7月31日	Aさんは学校を欠席した。	打撲による欠席。
13	令和2年8月1日	Aさんは部活動を欠席した。	記録上は理由が不明。
14	令和2年8月3日	Aさんは部活動を欠席した。	記録上は理由が不明。
15	令和2年8月17日	Aさんは部活動を欠席した。	記録上は理由が不明。
16	令和2年8月18日	Aさんは部活動を早退した。	記録上は理由が不明。
17	令和2年8月19日	Aさんは部活動を欠席した。	風邪による欠席。
18	令和2年8月26日	Aさんは部活動に遅刻した。	記録上は理由が不明。
19		Aさんは保健室を利用した。	病気による利用。
20	令和2年8月27日	Aさんは保健室を利用した。	病気による利用。
21	令和2年9月4日	Aさんは部活動に遅刻した。	記録上は理由が不明。
22	令和2年9月18日	Aさんは部活動を早退した。	記録上は理由が不明。
23	令和2年9月23日	Aさんは学校を早退した。	腰痛、生理痛または体調不良による。
24	令和2年9月24日	Aさんは学校を欠席した。	腹痛による欠席。
25	令和2年10月ころ	Bさん、Cさん、及びDさんの3名が「相談室」という名称の3名だけのLINEグループを作る。	
26	令和2年10月5日	Aさんは保健室を利用した。	病気による利用。
27		Aさんは部活動を欠席した。	体調不良による欠席。
28	令和2年10月6日	Aさんは保健室を利用した。	病気による利用。
29	令和2年10月16日	Aさんがスクールカウンセリングを利用した。	「クラスでの人間関係で悩み来室」、「いつも一緒にいる８人グループの1人」との関係で悩んでおり、そのことを考えると過敏性腸症候群の症状が出てしまうとの相談。
30		Aさんは部活動に遅刻した。	記録上は理由が不明。
31	令和2年10月16日ころ	Aさんが腰痛のため授業を早退するようになる。	
32	令和2年10月19日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。10月19日～29日までヘルニアの療養のため欠席。
33	令和2年10月20日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
34	令和2年10月21日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
35	令和2年10月22日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
36	令和2年10月23日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
37	令和2年10月24日	Aさんがこれ以降弓道部の活動に参加しなくなる。	
38	令和2年10月26日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
39	令和2年10月27日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
40	令和2年10月28日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
41	令和2年10月29日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
42	令和2年10月30日	Aさんは午前中で学校を早退した。	腰痛、生理痛または体調不良による。
43	令和2年11月2日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
44	令和2年11月4日	Aさんは保健室を利用し、その後学校を早退した。	腰痛による早退。
45	令和2年11月5日	Aさんは学校を早退した。	腰痛、生理痛または体調不良による。
46	令和2年11月9日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
47	令和2年11月10日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
48	令和2年11月11日	Aさんは保健室を利用し、その後学校を早退した。	腰痛による早退。
49	令和2年11月12日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
50	令和2年11月13日	Aさんは保健室を利用した。	腰痛による利用。
51	令和2年11月16日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
52	令和2年11月17日	Aさんは学校に遅刻した。	腰痛ないし腹痛による遅刻。
53		Aさんは保健室を利用し、その後学校を早退した。	腰痛による利用と早退。
54	令和2年11月18日	Aさんは学校を早退した。	腰痛、生理痛または体調不良による。

別紙１　時系列（全体）

55	令和2年11月19日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
56	令和2年11月20日	Aさんは学校に遅刻した。	腰痛ないし腹痛による遅刻。
57		Aさんは保健室を利用した。	腰痛による利用。
58	令和2年11月24日	Aさんは保健室を利用した。	腰痛による利用。
59	令和2年11月25日	Aさんは保健室を利用した。	腰痛による利用。
60	令和2年11月26日	Aさんは保健室を利用した。	腰痛による利用。
61	令和2年11月27日	Aさんは保健室を利用した。	腰痛による利用。
62	令和2年11月30日	Aさんは保健室を利用し、学校を早退した。	腰痛による保健室利用と早退。
63	令和2年12月1日	Aさんは保健室を利用し、学校を早退した。	腰痛による保健室利用と早退。
64		AさんとBさんがインスタグラムでやり取り	Bさんがメッセージを送ったところでやり取りが中断した。
65		[redacted]	
66		Aさんは保健室を利用した。	腰痛による利用。
67		[redacted]	
68			
69			
70	令和2年12月2日	AさんのM教諭が、Aさんから泣いた理由を聞き取った。	Aさんは「これはいじめではないか」と述べていた。
71		Bさんがツイッターに投稿した。	[redacted]
72		Bさんがインスタグラムのストーリーズを投稿した。	
73		Dさんがツイッターに投稿した。	
74		Aさんは学校を早退した。	腰痛、生理痛または体調不良による。
75	令和2年12月3日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
76	令和2年12月4日	Dさんがツイッターに投稿をした。	[redacted]
77		Aさんがスクールカウンセリングを利用する。②	8人グループのうちの２名が冷たく当たったり、無視したりするようになり、悩んでいることを相談。グループを抜けたい気持ちもあるが、授業中のペア作りで困ったり、昼食を一人で食べることの懸念もあり、「グループを抜けたいけど抜けたくない」状況であるとのこと。 SCからは、「グループを自然に離れていくようなことも検討してみること」などを提案した。
78	令和2年12月5日	Bさんがツイッターに投稿をした。	[redacted]
79		Bさんがツイッターに投稿をした。	

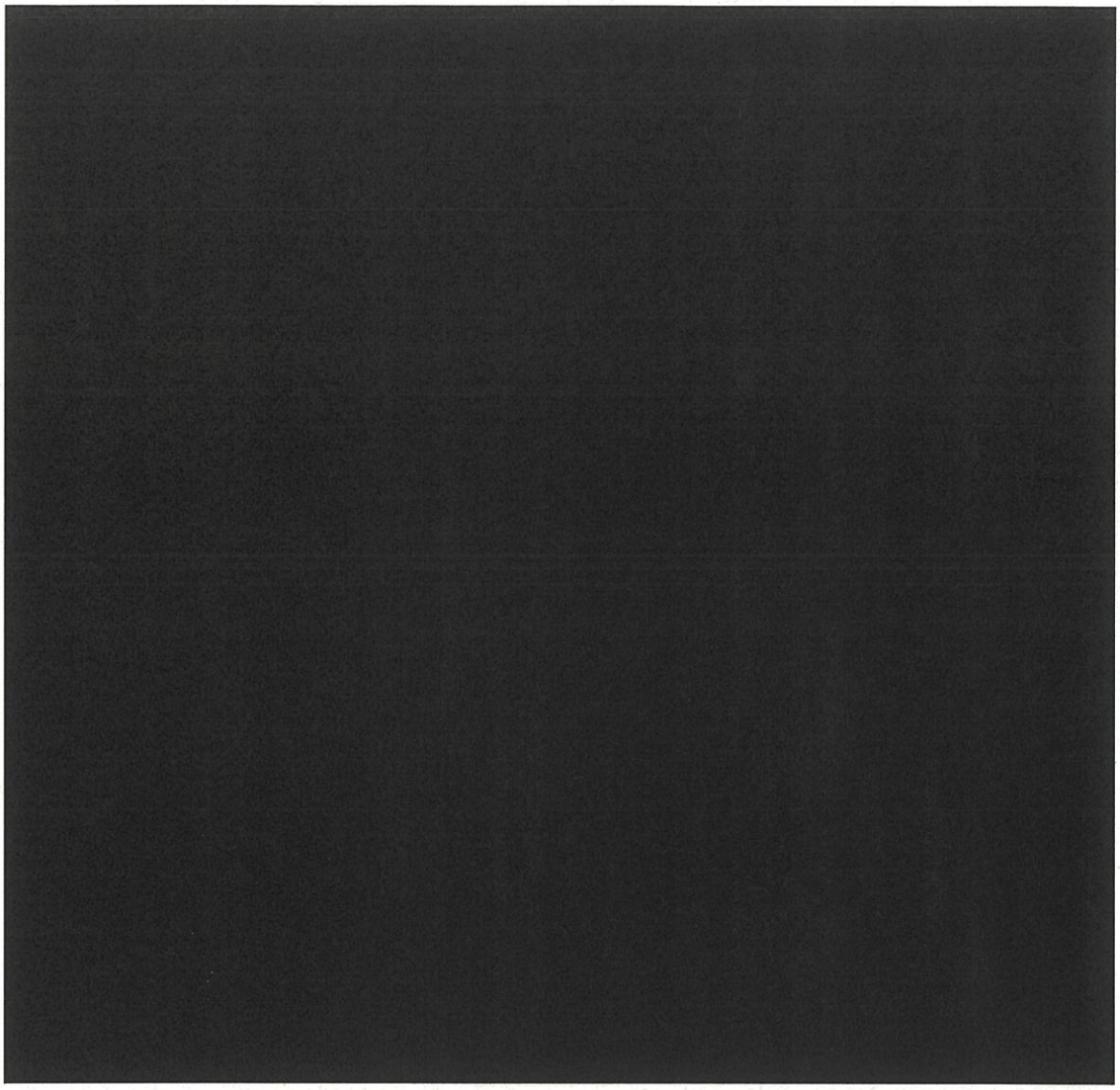
別紙１　時系列（全体）

80		Dさんがツイッターに投稿をした。	[redacted]
81	令和2年12月6日	Bさんがインスタグラムのストーリーを投稿した。	
82	令和2年12月7日	Aさんが心療内科を受診した。①	B～Eさんとの関係で悩んでいることを話す。
83		Aさんは保健室を利用し、その後学校を早退した。	腰痛、生理痛または体調不良による。
84		[redacted]	
85	令和2年12月8日	AさんがEさんとLINEのメッセージをやり取りした。	[redacted]
86		Aさんは保健室を利用した。	昨日の心療内科受診の報告。昼食も保健室を利用した。
87	令和2年12月9日	BさんがAさんにインスタグラムのDMを送った。	[redacted]
88		Aさんは保健室を利用した。	
89	令和2年12月10日	Aさんは保健室を利用した。	
90	令和2年12月11日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
91	令和2年12月12日	Aさんは一人で昼食を食べた。	
92	令和2年12月14日	Aさんは保健室を利用した。	
93		昼休み時間に、Bさん、Cさん及びDさんが、A～Hさん８人で作っていたLINEグループを抜けた。	
94		Dさんがツイッターに投稿をした。	[redacted]
95		Bさんが、B～Hさんの７人で撮った写真をインスタグラムにアップした。	
96	令和2年12月15日	Aさんは保健室を利用した。	
97		[redacted]	
98	令和2年12月16日	Aさんは保健室を利用した。	
99	令和2年12月17日	Aさんは保健室を利用した。	
100	令和2年12月18日	Aさんは保健室を利用し、その後学校を早退した。	腰痛、生理痛または体調不良による。
101	令和2年12月21日	Aさんが心療内科を受診した。②	「教室に行くのがつらい」などと話す。
102	令和2年12月28日	冬休み中の登校日であった。	Aさんは「学校に行くのが怖い」気持ちだった。
103	令和3年1月11日	Aさんは自宅で泣いて「学校に行きたくない。」と訴えた。	
104	令和3年1月12日	当該校で３学期開始。	
105	令和3年1月13日	Aさんは学校を欠席した。	腰痛による欠席。
106	令和3年1月14日	Aさんが保健室を利用した。	Aさんは養護教諭に「学校に行きたくない」と話した。 養護教諭はAさんにカウンセリングを勧めた。
107	令和3年1月15日	Aさんがスクールカウンセリング利用③	新学期になって心身の調子を崩しており、13日は欠席した。その日の夜は涙が止まらず、泣き続けてしまうなどの状態を伝えた。「学校には行けるほど元気がない」、「だけど休みすぎてるから休めない」などの発言があった。 学校に行けない具体的な理由については述べられなかった。 SCの見立てではうつ状態。
108	令和3年1月18日	Aさんが心療内科を受診した。③	
109		Aさんは保健室を利用し、その後学校を早退した。	腰痛、生理痛または体調不良による。
110		Aさん父が学校を訪問し、Aさんがいじめを受けているため、対応してほしい旨申し入れをした。	当該校では教頭が対応した。 教頭からは、「明日、担任をはじめ関係者にこのことを伝えて対応する。」との回答があった。
111	令和3年1月19日	教頭から他の教員への情報伝達。	教頭は、前日Aさんの父から聞いた話の内容を校長、生徒指導部長、学年主任、担任、養護教諭に伝えた。 B～DさんからAさんに対する謝罪については、生徒のみで対面して学校で行うこととした。 以上の内容について、教頭がＡさん父に電話で伝えた。
112		Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
113		教師３人によるAさんからの聴き取り。	Aさんは聴き取りの最中に泣き出し、聴き取りが行われていた部屋を出て、別室にいた両親のもとに行った。
114	令和3年1月20日	教師によるB～Dさんからの聴き取り	
115		Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
116		いじめ防止対策委員会開催	同委員会ではいじめ２件を認定し、B～DさんからAさんへの謝罪を行うことを決定した。
117		Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。

118	令和3年1月21日	Aさん父が学校を訪問した。	当該校では、教頭、生徒導主事、担任から、いじめ防止対策委員会の結論としていじめを認定したことと、今後の学校の対応について伝えた。
119	令和3年1月22日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
120	令和3年1月25日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
121	令和3年1月26日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
122		養護教諭がAさん宅を家庭訪問した。	養護教諭はEさんを同行した。
123	令和3年1月27日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
124	令和3年1月28日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
125		AさんとCさんがLINEでメッセージをやり取りした。	Aさんは、「この時、Cさんとは和解できたと思った。」と述べている。
126	令和3年1月29日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
127	令和3年2月1日	Bさん、DさんからAさんへの謝罪。	
128		Aさんは保健室を利用した。	
129	令和3年2月2日	Aさんは保健室登校した。	数時間は教室で授業を受けた。
130	令和3年2月3日	Aさんは保健室登校した。	数時間は教室で授業を受けた。
131	令和3年2月4日	Aさんは保健室登校した。	数時間は教室で授業を受けた。
132		CさんからAさんへの謝罪。	
133	令和3年2月5日	Aさんは保健室登校した。	教室での授業は受けなかった。
134		Aさんがスクールカウンセリング利用④	Bさんの謝罪について、「謝ればいいんでしょ」という謝り方をされ、「余計に怖かった。」と述べている。「学校に行きたくない。」気持ちである。
135		SCがAさん母と面談。	養護教諭、M教諭同席。 SCからはAさんについて「希死念慮があること」、「場合によっては措置入院も検討すること」などを伝えた。
136	令和3年2月8日	Aさんは保健室登校した。	別室にて学年末考査を受験した。
137	令和3年2月9日	Aさんは保健室登校した。	別室にて学年末考査を受験した。
138		Aさんの父母からそれぞれ学校に電話があった。	Aさんの母は「Aさんの日記に自殺をほのめかすような記述があるので、よく見ていてほしい」との内容だった。 Aさんの父からは上記の日記の話と、「BさんがSNS上でAさんに関する記述をしている」という内容だった。
139	令和3年2月10日	Aさんは学校を欠席した。	頭痛による欠席。
140	令和3年2月12日	Aさんは保健室登校した。	別室にて学年末考査を受験した。
141	令和3年2月15日	Aさんは保健室登校した。	別室にて学年末考査（再考査）を受験した。
142		Aさんが心療内科を受診した。④	
143	令和3年2月16日	Aさんは保健室登校した。	Aさんが保健室を利用している間に、Bさんが保健室を訪れ、Aさんが保健室を飛び出す事態となった。
144		当該校において、Aさん両親とB両親さんの対面が行われた。	Bさん両親からAさん両親に対して謝罪が行われた。
145	令和3年2月17日	Aさんが心療内科を受診した。⑤	
146	令和3年2月17日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
147	令和3年2月18日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
148	令和3年2月19日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
149		SCがAさん、Aさん母、Aさん姉、学年主任、養護教諭の面談を行った。	Aさんは、Bさんから再度の謝罪を受けることを希望すると述べた。 上記面談終了後、SCとAさん母のみで面談を行った。 SCの見立てでは、入院の形での静養が望まれるとのことであった。
150	令和3年2月22日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
151	令和3年2月24日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
152	令和3年2月25日	Aさんが心療内科を受診した。⑥	
153	令和3年2月25日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
154	令和3年2月26日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
155	令和3年3月2日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
156	令和3年3月4日	Aさんが心療内科を受診した。⑦	
157	令和3年3月8日	Aさんが心療内科を受診した。⑧	
158	令和3年3月9日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
159	令和3年3月16日	当該校でAさんとBさんとの対面の機会が設けられた。	Aさんは手紙を読み上げ、これに対してBさんが自分の主張を伝える形となった。 対面後、Aさんは、「Bさんが反省していない」と述べた。
160		Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
161	令和3年3月17日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
162	令和3年3月18日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
163	令和3年3月19日	Aさんは学校を欠席した。	感染拡大防止のための出席停止。発熱、扁桃炎、体のだるさ等による欠席。
164	令和3年3月22日	Aさんが心療内科を受診した。⑨	
165	令和3年4月8日	Aさんは学校を早退した。	記録上は理由が不明。
166	令和3年4月9日	Aさんは学校を早退した。	記録上は理由が不明。
167	令和3年4月14日	新型コロナウイルス感染症対応の臨時休校	4月27日までの10日間の休校。
168	令和3年4月26日	Aさんが心療内科を受診した。⑩	
169	令和3年5月10日	Aさんが精神科を受診した。①	①うつ病、②パニック症との診断書が発行された。
170	令和3年5月24日	Aさんが精神科を受診した。②	
171	令和3年5月31日	Aさんが精神科を受診した。③	
172	令和3年5月31日	Aさんが精神科を受診した。④	
173	令和3年6月7日	Aさんが精神科を受診した。⑤	

174	令和3年6月10日	学校が認定したいじめによる不登校が30日に達した。	
175	令和3年6月14日	Aさんが精神科を受診した。⑥	
176	令和3年6月15日	Aさんが精神科を受診した。⑦	
177	令和3年6月21日	Aさんが精神科を受診した。⑧	

別紙２



別紙３　時系列（SNS）

時期	出来事	備考
令和2年12月1日	AさんとBさんがインスタグラムでやり取り	Bさんがメッセージを送ったところでやり取りが中断
令和2年12月2日	Bさんがツイッターに投稿した。	[redacted]
	Bさんがインスタグラムのストーリーズを投稿した。	
	Dさんがツイッターに投稿した。	
令和2年12月4日	Dさんがツイッターに投稿をした。	
令和2年12月5日	Bさんがツイッターに投稿をした。	
	Bさんがツイッターに投稿をした。	
	Dさんがツイッターに投稿をした。	
令和2年12月6日	Bさんがインスタグラムのストーリーを投稿した。	
令和2年12月8日	AさんがEさんとLINEのメッセージをやり取りした。	
令和2年12月9日	BさんがAさんにインスタグラムのDMを送った。	
令和2年12月14日	昼休み時間に、Bさん、Cさん及びDさんが、A～Hさん８人で作っていたLINEグループを抜けた。	
	Dさんがツイッターに投稿をした。	[redacted]
	Bさんが、B～Hさんの７人で撮った写真をインスタグラムにアップした。	
令和3年1月28日	AさんとCさんがLINEでメッセージをやり取りした。	Aさんは、「この時、Cさんとは和解できたと思った。」と述べている。

⑰　教頭説諭（特別な指導）の内容

1　指導の対象とした事実

（1）１２／２（水）に[redacted]

（2）１２／２（水）[redacted]

以上の行為に関して、校内いじめ対策委員会と全職員による協議を経て、関係生徒に対して以下の指導を行った。

2　指導の日時　対象　内容

（1）１月２２日（金）２校時 [redacted]

①上記２つの行為は、相手にとって心身の苦痛を感じるものであった。学校として、いじめ防止対策推進法に照らしていじめと認定した。いじめとである以上、謝罪が必要である。

②人は完璧ではなく、言葉や思いがうまく伝わらなかったり、自分が予想しない受け止められ方をすることがある。これは、大人でもそうである。

③②を解決していくためには、人に対して思いやりを持つことや、周りの人とうまくコミュニケーションをとっていくことが必要である。

④失敗は誰にでもあり、君たちは本校の大切な生徒である。今回の行動によって今後、ずっと君たちを「悪い生徒である」というように決めつけたような見方をするつもりはない。

⑤自分たちの行動をしっかりと反省し謝罪の気持ちを示すとともに、今回の指導を、今後の自身の成長の糧にしてほしい。

（2）２月４日（木）５校時[redacted]

[redacted]が頭痛等の理由で欠席していたため、上記（1）と同様の内容の指導を行った。

（3）３月１８日（木）放課後[redacted]

①１６日の[redacted]との面談時の「いじめたつもりはなかった」という発言をしたということは、自分の言動をいじめとして認識し、反省していたということにはならない。

②自分が、友達に心の痛みを与えてしまったということと、１６日の言動について改めて反省を深め、今後具体的な行動に表し、自重して生活してほしい。

令和４年３月２２日
高　校　教　育　課

福島県いじめ問題対策委員会
委員長　杉山　雅彦　様

いじめ防止対策推進法第２８条に規定する調査について（報告）

令和３年６月２２日に開催された第２回福島県いじめ問題対策委員会において、高校教育課長が口頭で諮問した内容につきましては、以下のとおりです。

【諮　問】

[redacted]県立高等学校で発生した重大事態について、いじめ防止対策推進法第２８条に規定する調査審議を依頼する。

１　いじめ行為に関する事実関係について
　当該生徒に対するいじめがいつから、誰から、どのような対応であったか等について調査し、検証する必要がある。

２　重大事態に至った過程や背景について
　重大事態に至った過程や背景について、様々な情報を総合的に分析し、いじめがどのように関係していたのかについて検証する必要がある。

３　再発防止策について
　重大事態に至ることを防ぐことができなかったことの考察を踏まえ、課題を見つけ出すとともに、再発防止のために必要な今後の改善策について審議し、提言する。

（事務担当　福島県教育庁高校教育課　指導主事　遠藤智子　電話０２４－５２１－７７７３）

福島県いじめ防止基本方針

福島県・福島県教育委員会

目　次

はじめに・・・

平成２６年7月２５日　決　　定
平成２７年4月２８日　一部改正
平成２８年9月　１日　一部改正
平成２９年9月　１日　一部改正

はじめに

平成２５年6月２８日「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が公布され、同年９月２８日に施行された。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

また、法第１１条において、「文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定する」こととされていることを受け、平成２５年１０月１１日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。さらに、いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後３年を目安として検討が加えられ、平成２９年３月１４日、国の基本方針が改定されるとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定される等、その見直しがなされた。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

特に、本県においては、震災により多くの子どもたちがこれまでとは違った生活を余儀なくされており、心の教育やいじめ防止のための取組の重要性が高まっている。いじめを生まないためにも、県全体で児童生徒一人一人が、大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を身に付けさせることが重要である。

福島県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう（以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　福島県いじめ防止基本方針策定の目的

法第１２条の規定に基づき、福島県（以下「県」という。）の実情に合った、いじめの防止等のための対策（以下「いじめ防止対策」という。）を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

> （地方いじめ防止基本方針）
> 第 12 条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　県のいじめ防止対策の基本理念

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」、「第六次福島県総合教育計画」を踏まえ、県の実情に合った、いじめ防止対策を推進する。

県総合計画「ふくしま新生プラン」

＜基本目標＞

夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”

＜ふくしまを支える３本の柱＞

「　活　力　」　いきいきとして活力に満ちた「ふくしま」

「安全と安心」　安全と安心に支えられた「ふくしま」

「思いやり」　人にも自然にも思いやりにあふれた「ふくしま」

第六次　県総合教育計画

＜基本理念＞

“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり

＜基本目標＞

１　知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成

２　学校、家庭、地域が一体となった教育の実現

３　豊かな教育環境の形成

いじめ防止対策の基本理念

（１）　いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

（２）　いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。

（３）　いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

３　いじめの定義

法第２条で定められているとおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（定義）
第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえることが大切である。

（１）　いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
（２）　いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
（３）　特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
（４）　けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
（５）インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
（６）　教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第２２条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

４　いじめの理解

（１）　どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

（２）　嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。

（３）　暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

（４）　学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（５）　「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（６）　特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア　発達障害を含む、障害のある児童生徒

イ　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

ウ　性同一性障害や性的指向･性自認に係る児童生徒

エ　東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

５　いじめの防止等に関する基本的考え方

（１）　いじめの防止

①　学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。

② 保護者は、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。

③ 県及び県教育委員会は、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(地方公共団体の責務)
第６条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)
第７条　学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)
第８条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)
第９条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
３　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
４　第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)
第10条　国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（２）　いじめの早期発見

①　いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

　このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

②　いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

（３）　いじめへの対処

①　いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、家庭や県教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。

②　教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

（４）　地域や家庭との連携

①　社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進する。

②　より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（５）　関係機関との連携

　いじめの問題への対応においては、学校や学校の設置者と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、双方の担当者が、情報を共有できる体制の構築に努める。

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめの防止等のために県及び県教育委員会が実施する施策

（１）　県及び県教育委員会におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

①　「福島県いじめ問題対策等支援運営協議会」

いじめの防止等に関係する機関等の連携を図り、それぞれの取組について情報交換を行うため、「福島県いじめ問題対策等支援運営協議会」を設置する。

構成員は、小・中・高等学校校長会、県教育委員会、学識経験者、県臨床心理士会、県社会福祉士会、福島地方法務局、県警察、児童相談所、知事部局関係課、ＰＴＡ連合会、県私学関係団体などとする。

「福島県いじめ問題対策等支援運営協議会」は、市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、例えば、市町村教育委員会を参加させるなど、市町村が設置する連絡協議会等との連携を図るものとする。

②　「福島県いじめ問題対策委員会」

法第１４条第３項の規定に基づき、県の基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うため、県教育委員会の附属機関として「福島県いじめ問題対策委員会」を設置する。

構成員には教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者を任命する。

この委員会の主な機能は以下のとおりとする。

○　いじめの防止等のための対策について調査審議する。
○　法第２４条に規定する調査を行う。
○　法第２８条第１項に規定する調査を行う。

③　「福島県いじめ問題調査委員会」

法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査（以下「再調査」という。）を行うため、県の附属機関として「福島県いじめ問題調査委員会」を設置する。

構成員には教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者を任命する。

（いじめ問題対策連絡協議会）
第14条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
２　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
３　前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校の設置者による措置）
第24条　学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
第28条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（公立の学校に係る対処）
第30条　地方公共団体が設置する学校は、第28条第１項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
２　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

（私立の学校に係る対処）
第31条　学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第１項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
２　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

（２）　県及び県教育委員会におけるいじめの防止等のための取組

①　震災を踏まえた福島ならではの道徳教育の充実

○　東日本大震災の経験から「郷土愛」の意義、「人と人との絆」を考えることができる道徳教育を推進し、児童生徒の心の発達を図る道徳教育を推進する。また、道徳の時間を公開し、学校と家庭・地域が一体となり、児童生徒の道徳的実践力を養うばかりでなく、県民が一体となって取り組み、「生きる力」を身に付けさせる機会とする。

○　いわれなき差別や偏見を無くすため、家庭、学校、地域社会が一体となり基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を充実させることにより、人権教育の充実を図る。

○　心身ともに健康で安全な生活を送るために、放射線等に関する基礎的な知識についての理解を深め、児童生徒が自ら考え、判断し、行動する力を育成するため放射線教育の充実を図る。

②　体験活動の推進

児童生徒の発達の段階に応じて、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、自然体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、社会奉仕活動、交流活動などを行うことにより、思いやりのこころや規範意識などの育成を図る。

また、いじめ防止に関する児童生徒の自主的・主体的活動を促す。

③　少人数教育によるきめ細かな指導

少人数教育を推進し、教員が子ども一人一人に向き合い、子どもたちが抱える課題やその背景を的確に把握し、それらにきめ細かに対応することにより、不登校やいじめ等の未然防止に努める。

④　相談支援体制の整備

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置や、教員の教育相談に関する資質を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、子どもたちや保護者の多様化する悩みに対応できる相談支援体制の整備を推進する。

また、「ふくしま２４時間子どもSOS」や「ダイヤルSOS」など、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努めるとともに、児童生徒から活用されるよう、積極的に周知を図る。

⑤　いのちやこころを大切にする性に関する指導の充実

各学校において、児童生徒の発達の段階に応じた性に関する指導を推進できるよう、教員に対する研修を充実するとともに、関係機関との連携協力のもと、専門家を各学校に派遣する事業を実施することなどにより、適切な意

志決定や行動選択ができ、自分や他者を大切にする気持ちを持つこころ豊かな児童生徒の育成を進める。

⑥　情報モラル教育の推進

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童生徒に対し具体的に理解させる。また、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対しても、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。

⑦　地域ぐるみによる学校支援の促進

教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域の人々によるボランティア活動等と連携し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進する。

⑧　子育てに関する学習機会等の充実

保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、大人と子どもの関わりを充実させるための取組を推進する。

⑨　家庭教育力向上のための支援体制の充実

保護者に対して、家庭教育に関する分かりやすい情報提供を進めるとともに、地域における子育て・家庭教育の支援員等の資質向上に取り組むなど、子育て・家庭教育支援を推進するための体制づくりに努める。

⑩　学校と家庭の連携の促進

ＰＴＡ連合会等の活動に対する支援などにより、各学校のＰＴＡ等が行っている、学校と家庭の連携による家庭教育に関するさまざまな取組を促進する。

⑪　県立学校における学校評価や保護者・地域住民等への情報提供の充実

県立学校においては、学校評議員を活用した評価を実施し、各県立学校における学校評価の取組の充実を図る。

学校・家庭・地域の連携を図るため、保護者や地域住民に対し、学校通信やホームページ等を通じた積極的な情報提供に努める。

⑫　市町村立学校における対応のための支援

市町村において、法に基づいた適切ないじめ防止等のための組織を設置し、必要な対策を講ずるよう要請するとともに、市町村に対して必要な支援を行う。

⑬　私立学校における対応のための要請

私立学校及びその設置者において、法に基づいた適切ないじめ防止等のための組織を設置し、必要な対策を講ずるよう要請する。

2　いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

（1）　学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国及び県の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるとともに、学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針には以下の内容を盛り込む。

①　いじめの防止等の対策のための組織
②　いじめの未然防止のための取組
③　いじめの早期発見のための取組
④　いじめに対する措置
⑤　年間計画
⑥　評価と改善

（学校いじめ防止基本方針）
第 13 条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（2）　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校において組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に取り組むため、「いじめ対策委員会（例）」を置く。

また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
第 22 条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

①　組織の役割

○　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割

○　いじめの相談・通報の窓口としての役割
○　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
○　いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

②　留意事項
○　いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えでも、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するよう求めるとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
○　学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。
○　当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
○　当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、適切に対応する。

（3）　学校におけるいじめの防止等に関する措置
①　いじめの防止
○　いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

○　未然防止を図るためには、児童生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
○　集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
○　指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
○　教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

②　早期発見

○　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
○　日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
○　各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証および組織的な対処方法について定めておく必要がある。
○　学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③　いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも２つの要件が満たされている必要がある。

Ａ　いじめに係る行為が止んでいること。
（被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも３か月を目安に相当の期間継続していること。）

Ｂ　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
（いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。）

３　重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
第 28 条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（１）　調査を要する重大事態

①　いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
○　児童生徒が自殺を企図した場合
○　身体に重大な傷害を負った場合
○　金品等に重大な被害を被った場合
○　精神性の疾患を発症した場合　　など

②　いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③　児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

（２）　重大事態の報告

県立学校は県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は学校法人を通じて知事へ事態発生について報告する。

（３）　調査の趣旨及び調査主体

① 第28条の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

② 学校の設置者は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

③ 学校が調査主体となる場合、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。

（４）　調査を行う組織

学校が設置した「いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた組織又は学校の設置者（県教育委員会又は学校法人）が設置した調査組織において調査を行う。

ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

○ いつ（いつ頃から）
○ 誰から行われ
○ どのような態様であったか
○ いじめを生んだ背景事情
○ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
○ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

○ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
○ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
○ いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。

○　いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

② 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意点

○　当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

＜児童生徒の自殺が起こった場合の調査＞

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。

② 在校生及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。

③ 学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

④ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り丁寧に説明を行う。

⑤ 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

⑦　情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

（6）　調査結果の提供及び報告

①　学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

○　学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

○　質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

○　学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

②　調査結果については、県立学校に係る調査結果は県教育委員会を通じて知事に、私立学校に係る調査結果は、学校法人を通じて知事に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

（7）　調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

①　調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「福島県いじめ問題調査委員会」において、再調査を行うことができる。

再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

○ 知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

なお、知事は、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずる。

○ 県立学校について再調査を行ったときは、法第３０条第３項に基づき、知事はその結果を議会に報告する。

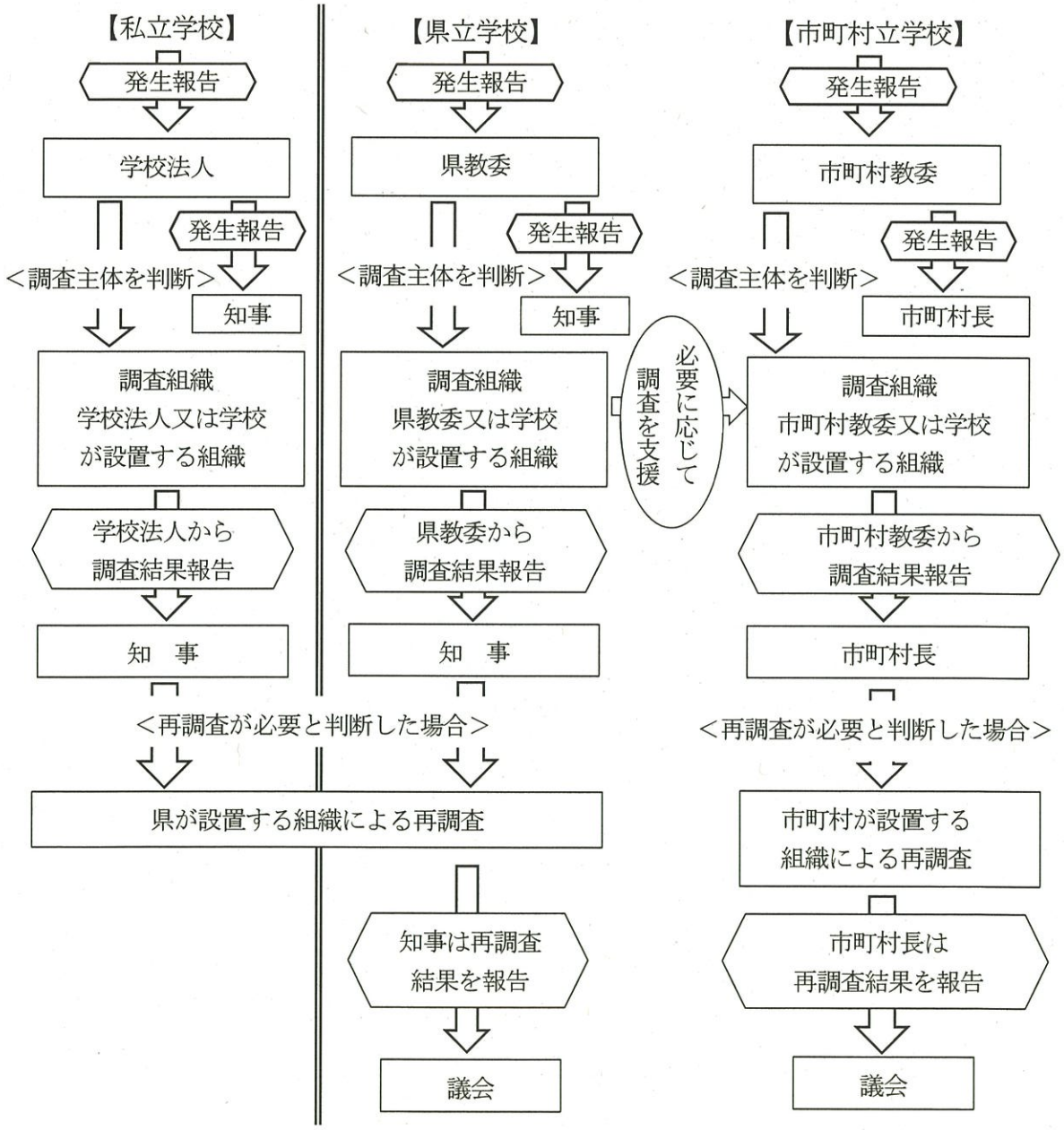
重大事態への対応フロー図

重大事態の発生

1　いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2　いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3　児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。



第３ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

県及び県教育委員会は、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、県及び県教育委員会は、市町村における基本方針、県立学校及び私立学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

いじめの防止等のための対策に係る県・県教育委員会及び学校の組織図

福島県・福島県教育委員会

《福島県いじめ防止基本方針の策定》

「いじめ防止対策推進法」（平成２５年９月２８日施行）に基づき、いじめの防止等の対策の基本的な方向や講じるべき対策の内容を定める。

《組織の設置》

①「福島県いじめ問題対策等支援運営協議会」

いじめの防止等に関係する機関等の連携を図り、情報交換や有効な対策について協議する。

→ 市町村教育委員会と連携を図る。

②「福島県いじめ問題対策委員会」（県教育委員会の附属機関）

○県立学校からいじめに関する通報・相談を受けたときに、必要に応じ調査、支援、指示を行う。

○県立学校において重大事態が発生し、調査主体が県教育委員会の場合、その調査を行う。
県教育委員会は、調査結果を知事へ報告する。

→ 市町村教育委員会の調査に対して、必要に応じ支援する。

③「県いじめ問題調査委員会」（県の附属機関）

県教育委員会・学校法人からの報告があった際、県知事が必要と判断した場合に、調査結果について再調査を行う。

○知事は、県立学校における重大事態に対する再調査の結果を県議会へ報告する。

県議会

○いじめの発見や通報があった場合、その事実の有無を確認して県教育委員会へ報告する。
○重大事態が発生した場合、その旨を県教育委員会へ報告する。

○必要に応じ、「県いじめ問題対策委員会」が調査、支援、指示を行う。

○重大事態が発生した場合、その旨及び調査結果を知事へ報告する。

学校法人

《組織の設置》

私立学校において重大事態が発生し、調査主体が学校法人の場合、その調査を行

県立学校

《学校いじめ防止基本方針の策定》

国の「いじめ防止基本方針」及び「福島県いじめ防止基本方針」を参考に、いじめの防止等の取組を行うための基本的な方向や内容等を定め、学校のホームページなどで公開する。

《組織の設置》

①「いじめ対策委員会（例）」

○いじめの防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、評価、改善を行う。
○いじめの相談、通報の窓口を担い、調査（関係生徒からの聴取）、当該生徒への指導等を行う。
○重大事態が発生し、調査主体が学校の場合、その調査を行う組織の母体となる。

○いじめの発見や通報があった場合、その事実の有無を確認して設置者である学校法人へ報告する。
○重大事態が発生した場合、その旨を県知事へ報告する。

○必要に応じ、調査、支援、指示を行う。

私立学校

《学校いじめ防止基本方針の策定》県立学校と同様。
《組織の設置》県立学校と同様。

（別紙）

新旧対照表

頁	新	旧
	（目次・・・訂正によりページ番号が変更） 第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項・・・８～２０ 第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・２１ いじめの防止等のための対策に係る県・県教育委員会及び学校の組織図・・・２２	 第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項・・・７～１８ 第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・１９ いじめの防止等のための対策に係る県・県教育委員会及び学校の組織図・・・２０
１	平成２６年７月２５日　決　　定 平成２７年４月２８日　一部改正 平成２８年９月１日　一部改正 平成２９年９月１日　一部改正	平成２６年７月２５日　決　　定 平成２７年４月２８日　一部改正 平成２８年９月１日　一部改正
１	［１４行目］ また、法第１１条において、「文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定する」こととされていることを受け、平成２５年１０月１１日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。さらに、いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後３年を目安として検討が加えられ、平成２９年３月１４日、国の基本方針が改定されるとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定される等、その見直しがなされた。	さらに、法第１１条において、「文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定する」こととされていることを受け、平成２５年１０月１１日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。　（追加）

頁	新	旧
4	［１４行目］ 　また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の６点を踏まえることが大切である。 （１）　いじめられた児童生徒の立場に立つこと。 （２）　いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。 （３）　特定の教職員で判断することなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。 （４）　けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。 （５）インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。 （６）　教員の指導なくして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第２２条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。	また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の４点を踏まえることが大切である。 （１）　いじめられた児童生徒の立場に立つこと。 （２）　いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。 （３）　特定の教職員で判断することなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。 （追加） （４）インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。 （追加）

頁	新	旧
5	４　いじめの理解 （中略） （６）　特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。 ア　発達障害を含む、障害のある児童生徒 イ　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒 ウ　性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒 エ　東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒	４　いじめの理解 （中略） （追加）
10	［２７行目］ ④　相談支援体制の整備 （中略） また、「ふくしま２４時間子ども SOS」や「ダイヤル SOS」など、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努めるとともに、児童生徒から活用されるよう、積極的に周知を図る。	④　相談支援体制の整備 （中略） また、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
11	［４行目］ ⑥　情報モラル教育の推進 インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償の対象になり得るなど、重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねないことを、児童生徒に対し具体的に理解させる。また、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対しても、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。	⑥　情報モラル教育の推進 児童生徒に対し情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。

頁	新	旧
12	［２５行目］ （２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 （中略） また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。	（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 （中略） また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。
13	［８行目］ ②　留意事項 ○　いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えでも、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するよう求めるとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。	②　留意事項 ○　いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。特に、いじめであるかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えでも、抱え込まずに、全て当該組織に報告・相談するよう求めるとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

頁	新	旧
14	［５行目］ ○　集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。 ○　指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。	○　集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。 （追加）
14	［１３行目］ ②　早期発見 （中略） ○　各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証および組織的な対処方法について定めておく必要がある。 ○　学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。	②　早期発見 （中略） （追加） （追加）

頁	新	旧
14	［２９行目］ ③　いじめに対する措置 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも２つの要件が満たされている必要がある。 A　いじめの行為が止んでいること （いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも３か月を目安に相当の期間継続している） B　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。 （いじめの再発も想定し、日常的に注意深く観察する必要がある。）	③　いじめに対する措置 ~~いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、~~加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。 （追加） （追加） （追加）

学校いじめ防止基本方針

令和２年４月

[redacted]高等学校

[redacted]（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1　基本理念

（１）いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

（２）いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。

（３）いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2　基本方針

（１）いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜具体的ないじめの様態（例）＞

①　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- 存在を否定される。

② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- 遊びやチームに入れない。
- 席を離される。

③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
- たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
- 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
- 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
- 靴に画鋲やガムを入れられる。

⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
- 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
- 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。

⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
- いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ＳＮＳ(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

（２）いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、事務長、生徒指導主事、各年次主任、養護教諭、スクールカウンセラー

③ 組織の役割
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

・　いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

（３）いじめの未然防止のための取組

①　生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

②　生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

③　教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

④　保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

（４）いじめの早期発見のための取組

①　教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。

②　面接週間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。

③　生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

（５）いじめに対する措置

①　いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事、教頭を経由して校長に報告する。

②　事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

③　いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

④　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

⑤　ネット上に不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求め、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

⑥　重大事態発生時の対応

＜重大事態とは＞

ア　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・　生徒が自殺を企図した場合
・　身体に重大な傷害を負った場合
・　金品等に重大な被害を被った場合
・　精神性の疾患を発症した場合

イ　いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜重大事態の報告＞

ア　重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

＜重大事態の調査＞

ア　重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ　重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

ウ　いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

（６）年間計画

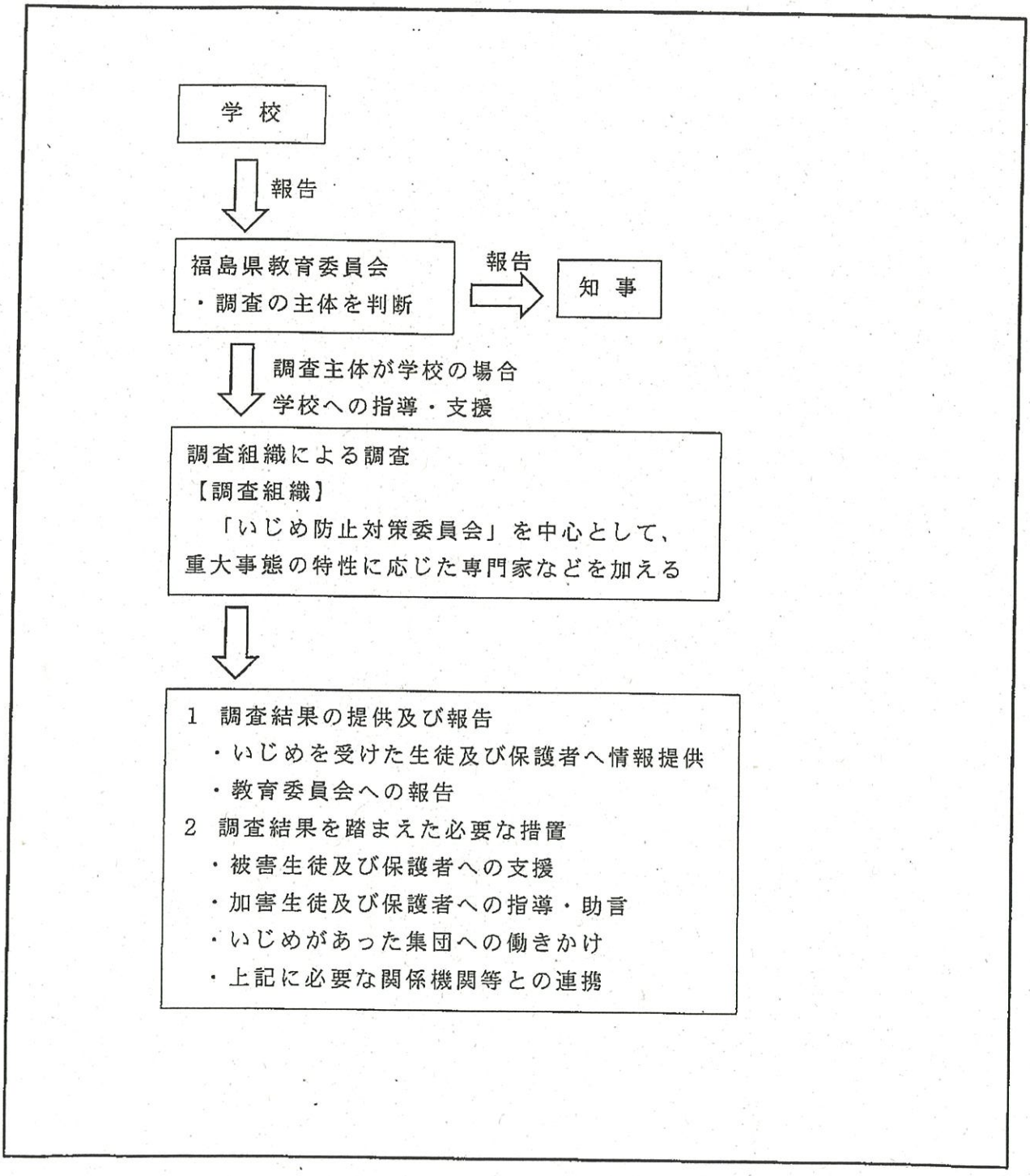
月	生徒指導計画	面談・実態調査（アンケート等）の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
４月					計画・目標の作成と提示
５月		第１回面接週間		第１回いじめ防止対策会議	
６月	講話 情報モラル		校内研修１ 未然防止と早期発見		
７月		いじめに関するアンケート			
８月					
９月		第２回面接週間		第２回いじめ防止対策会議	中間評価
10月					
11月					
12月	講話 対人関係	いじめに関するアンケート	校内研修２ いじめへの対応		
１月					
２月				第３回いじめ防止対策会議	年間評価 報告
３月					

（７）　評価と改善

①　学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。

②　評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応


学 校
報告
福島県教育委員会
・調査の主体を判断
報告
知 事
調査主体が学校の場合
学校への指導・支援
調査組織による調査
【調査組織】
「いじめ防止対策委員会」を中心として、
重大事態の特性に応じた専門家などを加える
1 調査結果の提供及び報告
・いじめを受けた生徒及び保護者へ情報提供
・教育委員会への報告
2 調査結果を踏まえた必要な措置
・被害生徒及び保護者への支援
・加害生徒及び保護者への指導・助言
・いじめがあった集団への働きかけ
・上記に必要な関係機関等との連携